

CNNニュース No.40

2005/1/7 発行

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)

国民番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)



季刊発行
年4回刊

巻頭言

問われる国政から “ミニ將軍さま”への転身



河村たかし衆議院議員 (PIJ相談役) が、来春の名古屋市長選への出馬声明を行った。国政から自治体の首長 (くびちょう) への転身は後をたたない。松沢神奈川県知事や石原都知事、堂本千葉県知事、上田埼玉県知事から、山田東京都杉並区長や中田横浜市長まで “国政” から天下りした人材がうごめいている。

首長のイスは、まさに “首領さま” の立場。いい換えると、“ミニ將軍さま” を目指すこと。浪人中でミニ將軍さまを目指した人、総理になれなかったためにミニ將軍さまになった人など、さまざまである。

たしかに、ミニ將軍さまのイスは、いわゆる「大統領制」なので、住民の直接選挙で獲得できる。「議員内閣制」の下にある国政よりは、はるかにヘッドのイスに座るのは容易である。

また、国政では、なかなか実現できない政策も、ミニ將軍さまになれば、実現できる可能性も高まる。実際に、山田杉並区長や中田横浜市長のように、“脱住基ネット” で、ひるまずに国の政策に抵抗しているケースも少なくない。

一方で、次のイス待ちで特殊法人に天下りしている役人と余り変わらない感じの人や隠居場のような感じでイスに座っている人もいる。ま

た、ミニ將軍さまになった途端に、マニフェストを反故にし豹変する人もいる。生活がかかっているから仕方がないといわれれば、それにも一理はある。「俺を見抜けないで投票した住民の方が悪い」といわれれば、まさにそのとおり。本人からの説明責任は「次の選挙結果を見てくれ！」程度しか期待できない。

浪人中で、ミニ將軍さまのイスに挑戦する人はまだいい。任期途中で国政から天下ってミニ將軍さまになった人に、国政で当人へ投票した選挙民に対しどのような責任を感じているのか、問うてみたい。本当だったら、国政の任期を全うした上で、次の首長選挙まで浪人してミニ將軍さまのイスに挑戦すべきではないのか。

いま、国政からミニ將軍さまのイスに天下るのが流行りのようだ。だが、政治家は、ちょっと勝手すぎはしないかと思う。選挙民を愚弄しているのではないかと思う。政治生活から完全にリタイアするというので、任期途中でやめるのであれば話は別ではあるが。そうでない転身組が多すぎる。

私たち国民は、任期途中で国政から天下ってミニ將軍さまを目指す人たちが、国政で投票した選挙民に対してどのような政治的責任を負うべきかについてのルールづくりを考える時期にきているのではないかと、思う。

今年もPIJに対し、皆さま方の温かいご支援を賜りたい。

2005年1月7日

PIJ代表 石村 耕治

主な記事

- ・巻頭言～問われる国政から “ミニ將軍さま” への転身
- ・個人情報保護法の施行と税理士法人・税理士事務所の対応
- ・個人情報保護ポリシーとガイドラインのつくり方
- ・公益法人制度改革で「営業法人並み課税」固まる
- ・規制緩和に逆行する公益法人制度改革に異議あり〔後編〕
- ・最新のプライバシーニュースを点検する

個人情報保護法の施行と 税理士法人・税理士事務所の対応

— 税理士やその職員は、個人情報保護法について理解を深めよう

《話し手》 石村 耕治（白鷗大学教授・PIJ代表）

《聞き手》 辻村 祥造（税理士・PIJ副代表）

すったもんだの末、2003年5月に、個人情報保護法（正式名称「個人情報の保護に関する法律」2003〔平成15〕年5月30日法律57号）が成立、公布された。同法は、現在は、一部のみ施行、移行準備期間にある。全面施行は2005年4月。この法律の施行で、本当に個人のプライバシーが守れるようになるのか、また私たちの暮らしにどのような影響があるのかなど、これまでもさまざま議論されてきている。

個人情報保護法は、個人情報を使って事業をしている民間の企業や団体、個人（法律では「個人情報取扱事業者」という）に対して、個人情報を正しく取り扱うように義務づけ、それによって私たち国民の個人情報を保護しようという仕組みの法律（法1条）だ。

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等」使って事業をしている者をさす（法2条3項）。また、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体をさし、特定の個人情報をコンピュータを使って検索できるように体系的にしたものをいう。したがって、個人事業主である税理士事務所や税理士法人は、通例、ここにいう個人情報取扱事業者にあてはまる。

もっとも、個人情報の保護に関する法律施行令（2003〔平成15〕年12月10日政令507号、以下「個人情報保護法施行令」また

は「政令」）では、事業用に使っている「特定の個人の数」の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5千件を超えない者は、個人情報取扱事業者から除外されることになっている（政令2条）。零細事業者の典型である税理士の場合、適用除外になるケースが多いかもしれない。ただ、関与する法人の課税資料を税理士が保有しているケースも少なくなく、その法人の従業員やその扶養親族、取引先などの個人情報の数によっては、いつ5千件を超えるかわからない。現在の保有件数にとらわれずに、自分からは「個人情報取扱事業者」であるという自覚を持つことが肝要だ。

ともかく、5千件を上回る個人情報を持つ税理士事務所や税理士法人は、即個人情報取扱事業者となる。この場合、そこで働く事務員などを含め個人情報取扱業務に従事するすべての人が、関与先などの個人データを事務所で保有している場合にはそれらを安全に管理するように求められる。違反には、財務大臣が、勧告・命令、さらには最高6ヶ月の懲役または最高30万円の罰金で対処できることになっている。

そこで、今号（40号）では、この法律の施行に伴う税理士業務への影響、さらには税理士事務所・税理士法人に求められる対応などについて、石村耕治PIJ代表に辻村祥造PIJ副代表が聞いた。

（CNNニュース編集部）

はじめに

～個人情報保護法とは、どんな法律か

（辻村）個人情報保護法が2005年4月から全面施行になります。私ども税理士も、まったく無

関係でいられない法律だと思います。今回は、この法律について、いろいろとお伺いしたいと思います。

（石村）住基ネット、いわゆる「国民背番号制」の導入と抱き合わせで制定されることになった、

いわゆるこの法律がこの「個人情報保護法」です。この法律は、個人情報を使って事業をしている民間の企業や団体、個人（法律では「個人情報取扱事業者」という）に対して、個人情報を正しく取り扱うように義務づけ、それによって私たち国民の個人情報を保護しようという仕組みの法律（法1条）です。

（石村）この法律では、個人の行為を問題にしているわけではありません。あくまでも、企業（PIJのような団体も含まれますが）の行為を問題にしているわけです。

（辻村）ということは、税理士事務所の所長が個人的な親交のために年賀状を出すために氏名・住所などの個人情報を保有していたとしても、この法律の適用対象となる個人情報にはあたらないわけですね。もちろん、業務目的があれば、別とは思いますが。

（石村）そういった理解でよろしいと思います。

税理士・税理士法人は
「個人情報取扱事業者」にあたる

（辻村）個人情報保護法は、個人情報を使って事業をしている「個人情報取扱事業者」に一定の義務を課して、個人情報を保護する仕組みになっているとのことでしたが、すべての税理士あるいは税理士法人は、「個人情報取扱事業者」にあてはまるのですか。

（石村）法律では、「個人情報取扱事業者」を、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」としています（法2条3項）。ここでいう「事業」とは、営利か非営利かを問わず、一定の目的の行為を継続的・反復的に行うことを指します。

（辻村）ということは、営利企業はもちろんのこと、PIJや税理士会のような非営利法人や団体も、個人情報を使って事業をしていれば、「個人情報取扱事業者」にあたることになりますね。税理士や税理士法人も、この「個人情報取扱事業者」に該当しますね。

（石村）そうです。税理士や税理士法人は、物を製造販売している産業ではなく、サービス・情報産業の典型です。申告書の作成などの業務を見てもわかるように、さまざまな個人情報を使って継続的・反復的に事業をしていますよね。

（辻村）通常、これまでは「個人情報」であるかどうかは余り意識しないできましたが、

（石村）これからは、かなり意識を変える必要があります。

〔図表1〕税理士事務所や税理士法人が保有する個人情報を含む帳簿書類等の一覧

(1) 一般的なもの
事務所内に保管する「個人情報」を含んだ関連先の帳簿書類・証票など ・事務所が預る帳簿等 ・確定申告書控え ・業務処理簿（税理士法上備え付けを義務づけられている帳簿） ・給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿 ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 ・給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ・退職所得の受給に関する申告書 税理士事務所や税理士法人自体の役員や職員等に係る各種の書類等
(2) その他
・各種届出書や申請書等の控え ・顧客から預かった給与台帳もしくは給与明細表等のコピー ・社会保険、労働保険等の手続きを代行している場合には、それらの書類 ・生命保険や障害保険の代理業務に係わる書類

保有件数5千以下には
小規模事業者特例の適用もある

（辻村）税理士は、今後、原則として「個人情報取扱事業者」にあたることを念頭に置いてビジネスをしなければならないですね。

（石村）そうです。もっとも、法律では、「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」（法2条3項4号、下線は話し手）は、個人情報取扱事業者にあたらないように手当するとしています。

（辻村）小規模事業者特例ですね。

（石村）そうです。この規定を受けて、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「個人情報保護法施行令」または「政令」）では、事業用に使っている個人情報データベース等に含まれる「特定の個人の数」の合計が過去6ヶ月以内のいずれの

日においても5千件を超えない者は、個人情報取扱事業者から除外されることになっています（政令2条）。また、この場合、保有件数の計算においては、氏名・住所・電話番号だけの、いわゆる「連絡用情報（contact information）」は、その数には含まれません（政令2条括弧書）。

（辻村）具体的にいうと、どういうことですか。

（石村）例えば、辻村副代表が、事務所で東京地方税理士会の会員名簿を保管して、それをそのまま事業用として使っていたとしても、この場合の名簿に記載された人たちの個人情報は、「特定の個人の数」の計算には含まれない、ということです。

（辻村）簡単にいえば、電話帳を事務所に保管して業務に利用しても、電話帳に記載された個人情報は「特定の個人の数」に入れないということですね。

（石村）仰せのとおりです。これは、さきほど触れたように、「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」（法2条3項4号）であるというのが理由です。

（辻村）なるほど。となると、典型的な零細事業者である税理士の場合、この政令に従って適用除外になるケースが多いのではないですか。

保有件数の数え方に要注意

（石村）ただ、税理士が、自分の事務所に関与先の個人情報を含んだ帳簿書類や課税資料を保管している場合と、そうでない場合とでは、「特定の個人の数」が、かなり違ってきますよね。

（辻村）そういうことだと、例えば関与先の源泉税関係の課税資料を取ってみても、従業員である納税者本人に加え、その配偶者や扶養親族、その他受給者などの個人情報が入っていますから、正確な件数計算はかなりややこしいですね。

（石村）そうですね。確かに関与する法人の課税資料を税理士事務所ないしは税理士法人で保管している場合には、その関与先法人の従業員やその扶養親族、その他の受給者、取引先などの個人情報を含めると、いつ5千件を超えるか分からない。ですから、現在の保有件数にとらわれずに、自分らは「個人情報取扱事業者」であるという自覚を持つことが肝要です。

（辻村）ともかく、総計で5千件を上回る個人情報を持つ税理士事務所や税理士法人は、即個人情報取扱事業者となる。この場合、そこで働く事務

員などを含め個人情報取扱業務に従事するすべての人が、関与先などのものを含めて個人データの入った個人情報データベース等を安全に管理するように求められるということですね

（石村）仰せのとおりです。まあ、個人情報の保有件数の数え方については、悩ましいところもあります。ただ、税理士事務所や税理士法人はもちろんのこと、会員の多い税理士会などは、間違いなく個人情報取扱事業者にあてはまるでしょうけど。

「個人情報」とは何か

（辻村）それで、この法律で保護しようという「個人情報」とは、どういったものをさすのですか。

（石村）生存する個人に関する情報で、その情報単体、またはその他の情報と容易に照合することができ、それによって特定個人を識別できるものをいいます（法2条1項）。

（辻村）ということは、氏名のように、その情報だけで特定の個人を識別できる情報の場合には、当然に個人情報にあたる。それから、「株式会社ABC総務課長」とか、役職だけでは個人情報にはあたらない。しかし「株式会社ABC総務課長 長持花子」は「個人情報」にあたるわけですね。

（石村）そうです。その企業に勤めていない受給者に発行した支払調書その他の法定資料なども、法にいう「個人情報」にあたります。

（辻村）あくまでも、生存している個人の情報ですから、個人情報であっても、死亡した人の個人情報も、法律の保護の対象となりませんね。

（石村）死亡した人の情報であっても、同時にその人の相続人で生存している人の情報である場合には、その情報は相続人の「個人情報」にあたります。

（辻村）なるほど。それから、「個人」とは、自然人をさすわけですね。ということは、法人固有の情報も、この法律の保護の対象とはなりませんね。

（石村）まあ、原則的にはそうです。

関与先法人の代表取締役の

報酬とかは「個人情報」？

（辻村）ということは、私ども税理士あるいは税

理士法人は関与先（顧問先・顧客）の情報を事務所で保存しているケースが少なくないわけですが。こうしたケースの場合で、「個人情報」保護問題を点検するときには、個人の関与先と法人の関与先とに分けて考える必要がありますね。

（石村）そうですね。この法律は個人のプライバシーを護ることが目的です。ですから、関与先が法人の場合、法人の会計情報・財務情報・申告情報などはもちろんのこと、法人の住所、事業内容などは、この法律の保護の対象にはならず、関係はありません。とはいっても、関与先会社の代表取締役の報酬とかは、それによって特定個人をはっきりと識別できる情報にあたりますから、この法律の保護の対象となる「個人情報」といえるかと思えます。また、関与先法人の従業員の扶養控除等申告書に記載された個人データなど源泉税関係の税務情報に対しては、「個人情報」として当然、個人情報保護法が適用になります。

（辻村）では、関与先が個人である場合については、どうでしょうか。

個人の関与先の「個人情報」とは

（石村）一方、関与先が個人事業主などである場合には、事業主の氏名はもちろんのこと、氏名はなくとも、会計情報・財務情報・申告情報などは、特定個人を識別できる「個人情報」として、幅広くこの法律で保護されることになると思います。

（辻村）それから、税理士、税理士法人の場合、関与先その他取引先に関する「個人情報」に加え、自分らの職場で働く人たちに係わる「個人情報」がありますね。

（石村）そうですね。雇用主と従業員双方に関する「個人情報」がありますね。そのうち、従業員に関するものについては、厚労省が出した「労働者の個人情報の保護に関する行動指針」（2000年12月）、いわゆるガイドラインがあります。このガイドラインでは、「個人情報」として、つぎのようなものをあげています。

〔図表2〕厚労省・労働者個人情報保護ガイドラインにいう「個人情報」一覧

基本情報（氏名・生年月日・住所・性別・出身地・人種・国籍など）、賃金関連情報、資産・負債情報、家族・親族情報、思想・信条情報、身体・健康情報、私生活情報、労組関与情報など

（石村）また、このガイドラインでは、人種・民族・門地・出生地、さらには、思想・信条・信仰などの情報は、人権侵害につながるおそれがあることから、収集自体を原則的に禁じています。

（辻村）そうですか。セクハラ問題への対応、事務所内での喫煙規制に続いて、プライバシー保護と、税理士業務をやっている者には、零細企業そのものでありながら、業務そのものに加え、別の面でもますます厳しい時代になってきたな、と感じます。

（石村）まあ、かつては女子の卒業生など、とても就職させられないような税理士事務所もありましたからね。すべてについてコンプライアンス（法令遵守）が声高に叫ばれる時代です。零細企業主である税理士も、時代の流れに応じて意識改革を求められているのかもしれないね（笑い）。

個人情報保護法が適用になる 「個人情報」とは

（辻村）この法律の適用対象となる「個人情報」の具体例をあげてみてください。

（石村）税理士業務との関連に注目して、（1）「個人情報」にあたるものと（2）「個人情報」にあたらないものとに区分し、図表にすると、つぎのとおりです。

〔図表3〕「個人情報」にあたる例と
あたらぬ例

（1）「個人情報」にあたる例
氏名、・生年月日、・国籍、本籍、・自宅の住所、・電話番号（固定・携帯）、ファックス番号、・Eメールアドレス、・IPアドレス、・納税者整理番号、基礎年金番号、住民番号、クレジットカード番号、金融機関の名称を含む口座の種類や番号、雇用先の管理番号その他本人が識別されまたは識別されうる番号やコード 顧問契約その他事業上の取引に係わる業務目的を達成するに交わした個人情報を含む記録やEメール内容、 氏名・住所・生年月日など基本的な個人の情報を含んだ計算書類その他の作業記録、収入や所得額、納税額などを含んだ納税申告や情報申告に係る法定資料や書類、 その他顧客との顧問契約その他取引に係わる業務目的を達成するに収集された個人の情報

(2) 「個人情報」にあたらない例

死亡した個人に関する情報（ただし、死亡した人の情報であっても、同時にその人の相続人で生存している人の情報である場合には、その情報は相続人の「個人情報」にあたる。）

法人の情報（ただし、会社の役員や従業員の氏名、住所、年齢や経歴などは、特定の個人を識別できる情報になり「個人情報」にあたる。）

個人を特定できない個人に関する情報。例えば、「税理士法人TAX男子職員」（ただし、「税理士法人TAX 中山一郎」は、特定の個人を識別できる情報になり「個人情報」にあたる。もっとも、後述の単なる「連絡用情報」にあたる場合は除く）

税理士会会員名簿に記載された氏名と勤務先の住所や電話番号・ファックス番号などだけの情報のように、単なる「連絡用情報（contact information）」である場合（ただし、それを編集または加工し、事業用に使うときは、「個人情報」にあたる。）

（辻村）現実には、相当判断に苦しむことが多々あるものと思いますが、おおよその感覚はつかめました。

純粋な「連絡用情報」は
「個人情報」にはあたらない

（石村）それから、すでに触れましたが、氏名と勤務先の住所や電話番号・ファックス番号などだけの情報で、単なる「連絡用情報（contact information）」である場合には、原則として法が保護する「個人情報」にあたらないと見ていいと思います

（辻村）でないと、事務所で、税理士会名簿とか電話帳、市販の地図データベースなどを保有しているだけで、5千件のパー（限度）を超え、即個人情報取扱事業者になりかねませんからね。

（石村）仰せのとおりです。ただし、こうした連絡用情報に手を加えたとえで業務用を使う場合には、5千件の「免税点」の計算にカウントされることとなりますから、要注意です。

「個人情報」と「個人データベース」
などとは、どう違う

（辻村）それから、個人情報保護法を見ますと、「個人情報」の他に、「個人情報保護データベース等」、「個人データ」、「保有個人データ」という4つの用語が使われています。それぞれ意味が違うのでしょうか。

（石村）だいたい同じなのですが、「個人情報」（法2条1項）が最も広い意味を持っています。そして、二番目に広いのが「個人情報データベース等」（法2条2項）、次が「個人データ」（法2条4項）、そして最も狭いのが「保有個人データ」（法2条5項）の順です。図で示すと、次のとおりです。

〔図表4〕「個人情報」など4主要用語の定義

「 個 人 情 報 」
生存する個人に関する情報で、その情報単体、またはその他の情報と容易に照合することができ、それによって特定個人を識別できるもの
「個人情報保護データベース等」
「個人情報」を含む情報の集合体で、特定の個人情報をコンピュータで検索できるような体系になっているもの。多くの税理士事務所や税理士法人が保有するデータベースは、これに該当
「 個 人 デ ー タ 」
「個人情報保護データベース等」の中にある個人単位の情報
「 保 有 個 人 デ ー タ 」
「個人データ」のうち、個人事業取扱事業者が、個人の開示・内容の訂正・消去、第三者の提供の停止などを行うことのできる情報

個人情報保護法違反にあたるケースとは

（辻村）税理士ないしは税理士法人が個人情報取扱事業者にあたるとします。この場合、こういった義務が課されるのでしょうか。

（石村）言い換えますと、日常の税理士業務において関与先の情報を取り扱う場合には、どのようなことに注意すれば、法律に触れることがないのかということですね。

(辻村) そうです。いわゆる「コンプライアンス(法令遵守義務)」の程度について知りたいのです。

(石村) 確かに、税理士ないしは税理士法人が個人情報取扱事業者該当したとしますと、重いコンプライアンス(法令遵守義務)を負うことになります。重要なものを、法律の内容に沿って、図で例示すると、次のとおりです。

〔図表5〕個人情報取扱事業者の義務、義務違反が違法となる例

利用目的を超えて個人情報を利用する行為(法16条)～例えば、本人の同意なしに、関与先の源泉関係の個人情報を使って保険の勧誘をする行為など
本当の利用目的とは異なる目的を持って偽って個人情報を取得する行為(法17条)
個人情報の取得に際し、本人に利用目的を通知する義務またはそれを怠る不作為(法18条)
個人データ内容の正確性を確保する義務またはそれを怠る不作為(法19条)
安全管理措置を講じる義務またはそれを怠る不作為(法20条)～例えば、事務所内の関与先データベースを自由に閲覧できるように放置しておくこと
個人情報取扱業務に従事する者を監督義務またはそれを怠る不作為(法21条)～例えば、管理責任を明確にする措置を講じない
個人データの委託処理先を監督する義務またはそれを怠る不作為(法22条)～例えば、記帳代行会社などに、安全措置や協定を締結しないで、関与先の個人データの入った記録などの処理作業を委託した場合。アウトソーシング先のミスによる個人情報の漏えいについては、委託した方の個人情報取扱事業者である税理士ないしは税理士法人の側も、二次的に責任を負う
本人の同意なしに第三者に個人データを提供する行為(法23条)
保有個人データを公表する義務またはそれを怠る不作為(法24条)
本人開示に応じる義務またはそれを怠る不作為(法25条)

	本人からの訂正要求に応じる義務またはそれを怠る不作為(法26条)
	本人の利用停止の求めに応じる義務またはそれを怠る不作為(法27条)
	開示請求などに不当な手数料を課す行為(法29条4項)
	その他

コンプライアンスはかなり過重

(辻村) 個人情報取扱事業者に該当することになると、かなり過重な義務や責任を負うことになるのですね。

(石村) そうですね。おおかたの税理士事務所では、職員は、いつでも事務所に保存してある関与先データに自由にアクセスできるようになっているようですし、いまのままだと落第でしょうね。税理士も職員も、消費税に関する失念で損害賠償責任を問われることはありうろとを考えていても、個人情報保護法違反で責任を問われることなど、毛頭考えていないでしょうね。

(辻村) 仰せのとおりです。私ども税理士業界は、典型的な情報産業で、情報でメシを喰っているながら、まわりを見渡してよく考えると、この業界は個人データの安全管理とかの思想の欠如は、はなはだしいことが分かります。

(石村) 何か「税理士には守秘義務があり、口が堅いから」とかいった確信があるのかも知れませんが。あるいは、個人情報保護法など、DM業界など他の世界の話では、といった感覚かも知れませんか。

(辻村) どうとられても、私どもも、これからは甘えが許されないですね。

(石村) ここでは、時間の制限もあり、受忍義務についての詳細な分析は避けます。税理士会などでも、個別的な分析・適用の問題を含め、早急に真摯な議論を展開して欲しいところです。それに、後で、もう少しお話ししますが、事務所や税理士法人自身も、独自の「プライバシー(個人情報保護)ポリシー」や「プライバシー(個人情報保護)ガイドライン」をつくり、それを公表・実践するように求められます。

第三者への個人データの提供行為と
税務調査の関係

(辻村) 〔図表5〕からも分かるように、個人保

護法上、本人の同意なしに、第三者に個人データを提供する行為は、認められませんね。とすると、個人情報取扱事業者に該当する関与先が税務調査において、税務調査官の求めに応じて個人情報の入った帳簿書類を、各個人の同意を得ないまま、見せたり、コピーを提供したりする行為は、違法になるのですか。

(石村) 個人情報保護法では、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(法23条1項4号)には、例外的に、本人の同意はいらないと定めています。

(辻村) 所得税法や法人税法などには、課税庁職員は、それぞれの「税に関する調査について必要があるときには」質問・検査ができると規定されています(所得税法234条、法人税法153条など)から、調査官に協力、見せても大丈夫ということですよ。

調査立会の税理士にも影響

(石村) 一般的には大丈夫でしょう。税務調査の際に、関与先である企業は、保有する個人情報を含んだ帳簿書類を、その本人の同意なしに調査官に見せたとしても、個人情報保護法違反を問われることはないと考えられます。ただ、明らかに不必要な調査、あるいは違法な調査であるのにもかかわらず、調査官の求めに応じ、関与先の納税者が、本人の同意を得ることなく個人情報を含んだ帳簿書類を見せたとします。この場合には、その関与先の納税者は、個人情報保護法違反を問われる可能性がでてきます。

(辻村) こうした場合の責任は、誰が負担するのですか。

(石村) 法の適用除外に当たると判断して第三者である調査官に提供した場合、個人情報取扱事業者である関与先の事業者(納税者)が、立証責任を負うとされています。

(辻村) この場合、違法調査に立ち会った税理士の責任はどうなりますか。

(石村) 違法調査をした調査官に個人データの入った帳簿書類を見せる際に、関与先である納税者から大丈夫かどうか立ち会った税理士に照会があり、そのOKを出した場合ですね。

(辻村) そうです。

(石村) その場合は、税理士が無償で法律相談に応じたケースにあたるのでしょけど。関与先、第三者に問われれば、税理士は民事上の不法行為責任を負うはめになる事態も考えられますね。あくまでも、情報主体である本人から「権利侵害」があったと訴えられ、その訴えが裁判所で認められた場合ですけども。

(辻村) こう見ると、これからは、個人情報の入ったデータや帳簿書類などのコピーを安易に調査官に提供することや領置を黙認することについても、関与先の納税者、税理士双方とも、個人情報保護法の面から細心の注意が要りますね。

(石村) そうですね。調査官の求めに応じて、クライアントが「個人情報」の詰った帳簿書類のコピーなどを提供するとします。その際には、提供する資料リストをつくり、「調査官 貴殿 税法上の受忍義務を果たすために、貴殿の求めに応じて以下の個人情報の入った資料を提供します。ただし、個人情報保護法上の責任が問題になったときには、貴殿の方で負担ください。平成 年 月 日 納税者 ?」と記した文書を添付して渡すように、クライアントにアドバイスするの一案かと思います。

(辻村) 一つの考え方ですね。

(石村) それから、金融機関をはじめとして反面調査を受ける企業なども、今後、顧客の個人情報保護も面では難しい問題に遭遇するかも知れせんね。今は税務署の求めにはフリーパスで応じているような実情ですけども。

コンプライアンスの基本的視点

(辻村) 個人情報保護法に従って税理士業務をするのは当たり前でしょうけど。コンプライアンス(法令遵守義務)の遂行方法の基本について伺いたいと思いますが。

(石村) 個人情報保護法は、法律による必要最小限の規制と、事業者等による規律的な取組により「個人情報」を保護することを基本としています。

(辻村) つまり、役所や役所の息のかかった団体などは前面に出ないで、後方支援に徹する、という仕組みなわけですね。

(石村) そう見てよいと思います。「税理士など個人情報を取り扱う事業者は、「役所依存症」から脱却して、自己責任で対処せよ」、が基本です。政府がイメージしている個人情報保護法上の

コンプライアンス（法令遵守義務）遂行の構図は、つぎのとおりです。

〔図表6〕個人情報保護法上のコンプライアンスの構図

個人情報保護法や施行令
各分野に共通する最小限の法的ルールを定めたもの
省庁ガイドライン
国に役所が所管の業務分野の実情に応じた自主ルールを定めるもの
事業者団体（認定個人情報保護団体）ガイドライン
税理士会など各業界が自己の業界に実情に応じて自主的に定めるもの
各事業者の個人情報保護ポリシー、ガイドライン
各事務所や法人が自己の取組や指針を対外的に明確に宣言するもの

（辻村）「図表6」を見て思ったのですが、コンプライアンスにおいては、と が最も重要で、やは、前者（と）を補完・後方支援する立場に置かれていると解していいということですね。

（石村）そういうことです。

「認定個人情報保護団体」とは何か

（辻村）ところで、にある「認定個人情報保護団体」とは、どんな団体なのですか

（石村）個人情報保護法では、個人情報取扱事業者の「個人情報」の適正な取扱を確保する目的の団体を、主務大臣は、申請があって一定の要件を満たす場合には、「認定個人情報保護団体」と認めることにしています（法37条以下）。

（辻村）つまり、民間団体による個人情報保護を推進するために活動する団体に、役所のお墨付きを与えようというものです。

（石村）仰せのとおりです。個人情報保護法は「民にことはできるだけ民の手でやれ」との趣旨の法律とはいえるものの、役人は、いわば「役所の御用聞き」をする団体をつくっていきいたいという狙いがあるのでしょうか。

（辻村）税理士会とか、公認の団体のみが認定団体になることを想定しているのでしょうか。

（石村）青税のような、任意団体でも、申請ができます。

（辻村）〔図表6〕を見て感じたことですが、確

かに、個人情報取扱事業者である個々の税理士が、「プライバシー（個人情報保護）ポリシー」とか、「プライバシー（個人情報保護）ガイドライン」をつくるのも一案です。それよりも、税理士会などが「認定個人情報保護団体」の認定を受け、財務省ないしは国税庁の後方支援を受けて、税理士・税理士法人向けの個人情報保護ガイドラインをつくり、それを公表する形の方が面倒でない気もするのですが。

（石村）〔図表6〕からも分かるように、所管の役所は、役所として各業界向けのガイドラインなどをつくるかもしれません。それから、税理士会は、当然、税理士・税理士法人向けのガイドラインを作成・公表することになるでしょう。この場合、税理士会は、申請して主務大臣の認定を受け、いわゆる「認定個人情報保護団体」として、個人情報保護活動や苦情処理業務、その一環としての業界独自の「個人情報保護ガイドライン」などをつくり、公表する方向を選ぶこともできます。

（辻村）ですから、必ずしも個々の税理士事務所や税理士法人が、面倒なポリシーやガイドライン、ステートメントなどをつくる必要がないような感じがするのですが。

政府の「個人情報の保護に関する基本方針」も織り込んで

（石村）その点については、もう少し説明があるような気がします。2004年4月に、政府は、閣議決定のうえ、「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」）を公表しました。この基本方針では、個人情報取扱事業者となる個々の税理士事務所や税理士法人自身が、プライバシーポリシーやガイドライン、ステートメントなどをつくり、第一次的な対応を行うように求めています。言い換えると、認定個人情報保護団体、さらに地方公共団体などは、あくまでも各事業者の後方支援、第二次的・補完的な役割を期待されている構図になっています。

（辻村）ということは、やはり個々の税理士事務所や税理士法人が、「顧客情報の適正管理」に向けた対外用のポリシーやガイドラインなどをつくり、それを公表・実践するように求められているわけですね。

（石村）仰せのとおりです。近年、企業のコンプライアンス（法令遵守）や社会的責任（CSR = Corporate Social Responsibilities）が声高に叫ばれ

ています。情報産業の一端を担っている税理士には、やはり率先して「プライバシー（個人情報保護）ポリシー」とか「プライバシー（個人情報保護）ガイドライン」を定めて、顧客に対しそれらのルールに従って日常の業務を行う姿勢を明確にする必要があります。その方が、クライアントが集まりますよ。

（辻村）それはどうですか（笑い）。

（石村）そうした認識がないところが問題なので（笑い）。

むすびにかえて

～違反は最高6ヶ月の懲役

または最高30万円の罰金

（辻村）個人情報保護法違反は最高6ヶ月の懲役または最高30万円の罰金、と聞きました。

（石村）個人情報取扱事業者に該当する税理士や税理士法人が、この法律に違反した場合には、ただちに懲役ないしは罰金の対象となるわけではありません。

まず、主務大臣、個人情報取扱事業者にあたる税理士ないしは税理士法人の場合には、財務大臣になると思いますが、違反が発覚した場合には、その事業者に対し「勧告」をすることになっています（法34条1項）。

（辻村）「勧告」に従えば、終結するのですね。

（石村）「勧告」を無視すれば、次に違反をやめるように「命令」を出します（法34条2項）。

（辻村）「命令」も無視すれば、処罰される。

（石村）そうです。命令に従わなかった場合、その個人情報取扱事業者に加え、現場の者や個人情報管理責任者が罰せられます（法56条）。

（辻村）私も税理士は、税金の専門家です。大方の税理士は、個人情報保護法については、ほとんど素人同然ではないかと思えます。今後、個人情報のビジネス利用はますます促進されていく一方で、事業者に対するコンプライアンス（法令遵守義務）はますます厳しくなると思えます。認識を新たにしていく必要があることがよく分かりました。石村代表、今回は、有益なお話をありがとうございました。

No.1

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

総務省、社保庁の年金業務観察で住基ネット活用を勧告

— 基礎年金番号と住基コードとの「裏口ドッキング」は認められない！

CNNニュース編集部

最新の
プライバシ-
ニ
ュ-ズを
点検する

社 会保険庁による、年金業務でのたらしめさは、国民の強い怒りをかっている。毎日のようにマスコミに登場するこの国の「役人天国」の実態は、社会保険庁を見れば一目瞭然とも揶揄（やゆ）される始末だ。

総務省は、保険料の未納・未加入やムダ遣いなど、社会保険庁に対する批判の高まりを受けて、行政評価・監察を実施。その結果を、昨年（2004年）10月8日に発表。同庁の年金業務について、住基ネットを活用して国民年金未加入者の把握を徹底するなどの改善策を社会保険庁を監督する立場にある厚生労働省に勧告した。

国民年金の未加入者は2001年10月の推計で約63万5千人にも上る。現時点では、もっと増加しているのではないか。社会保険庁は、こうした未加入者の具体的な氏名を把握していないことで、強い批判を受けていた。

総務省の改善勧告では、住基ネットと同庁の基礎年金番号システムを照合すれば個人が特定でき

るとしている。だが、こうした住基ネットの使い方は、まさに“悪乗り”。実質的に住基コードづくりをした総務省の利用拡大セールスだ。

社会保険庁はすでに基礎年金番号のシステムを持っている。総務省の改善勧告は、よ～く考えて見ると、「基礎年金番号」と「住基コード」との“裏口ドッキング”、実施計画そのもの。こうした役人主導のエスカレート利用プランには、国民のコンセンサスがなない。年金業務に住基コードを使うことを許してはならない。

二つの番号システムが並存するのでは、総務省の役人は「国民監視システム」での主役にはなれない。何としてでも、自分らが主役になれる形で併合を図りたい。社会保険庁が世間からいじめにあっている今が“併合の好機”に見えるのではないか。

住基ネットは、「国民総背番号制」としての性格をますます露わにしてきたといえる。私たち国民が住基ネットへの関心を少しでもそらすと、役人は一人歩きをし出す。警戒を怠ってはならない。

税理士法人・税理士事務所の 個人情報保護ポリシーとガイドラインの作り方

《話し手》 **PIJ**・モデル個人情報保護ガイドライン検討チーム
座長 石村 耕 治 (**PIJ**代表)

《聞き手》 平 野 信 吾 (税理士・**PIJ**常任運営委員)

個 個人情報保護法（正式名称「個人情報の保護に関する法律」平成15〔2003〕年5月30日法律57号）が2005年4月から全面施行になる。この法律は、個人情報を使って事業をしている民間の企業や団体、個人（法律では「個人情報取扱事業者」という）に対して、「個人情報」を正しく取り扱うように義務づけ、それによって私たち国民の個人情報を保護しようという仕組みの法律（法1条）。

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等」を使って事業をしている者をさす（法2条3項）。また、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体をさし、特定の個人情報をコンピュータを使って検索できるように体系的にしたものをいう。したがって、個人事業主である税理士事務所や税理士法人は、通例、ここにいう個人情報取扱事業者には当てはまる。

2004年3月25日に、首相の諮問機関である国民生活審議会個人情報保護部会は、「個人情報の保護に関する基本方針」案を答申、翌4月2日に正式に閣議決定された。この基本方針では、国が個人情報保護のために講じるべき措置をあげている。その一つに、各省庁が、業種別にガイドライン（指針）などをつくったり、税理士会などの事業者団体が自主的に作るガイドラインなどに対する助言・情報提供などを行うことをあげている。また、個人情報取扱事業者には、各省庁がつくるガイドラインなどに則し、個人情報保護に主体的に取り組むように求めている。その場合、個人情報取扱事業者は、自己の個人情報保護に関する考え方や方針を顧客に明らかにするプライバシー（個人情報

保護）ポリシー、プライバシー（個人情報保護）ガイドラインなどをつくり、公表するように求めている。

こうした状況にあることから、税理士事務所や税理士法人は各々の事務所ないしは法人独自の「個人情報保護ポリシー」と「個人情報保護ガイドライン」などをつくって、プライバシー保護の心構えをした方が得策である。

PIJは、モデル個人情報保護ガイドライン検討チーム（座長・石村耕治**PIJ**代表）を立ち上げ、近く全面施行される個人情報保護法に対応できる税理士事務所・税理士法人用「個人情報保護ポリシー案」と「個人情報保護ガイドライン案」の雛形（模範）作成の検討を行ってきた。昨年11月末に試案ができ上がったので、パブリック・コメントを得る意味をかねて、今号（40号）に掲載することにした。また、この試案について、解説を願う趣旨で、石村座長に平野信吾**PIJ**常任運営委員が聞いた。

なお、今回公表する試案は、いまだ不完全・検討中のものである。また、**PIJ**は、個々の税理士事務所や税理士法人に対し法的な専門職サービスを提供する意図や責任をもって、この試案を公表するものではない。個々の事情にマッチしたポリシーやガイドラインの作成にあたっては、有償の法律専門職サービスを求めている。したがって、今回の試案は税理士読者の方々の事務所・法人においてこの種の文書作成の一助となれば幸いとの趣旨で公表するものであることを、お断りしておきたい。

（**PIJ**事務局長 我妻憲利）

模範ポリシーやガイドライン制定のねらい

(平野) PIJは、モデル個人情報保護ガイドライン検討チーム(座長・石村耕治PIJ代表)を立ち上げ、2005年4月から全面施行される個人情報保護法に対応できる税理士事務所・税理士法人用「個人情報保護ポリシー案」と「個人情報保護ガイドライン案」の雛形(模範)作成の検討を行い、試案を公表しましたね。そこで、今回は、この件について、検討チームの座長を務められました石村代表にお話を伺います。

(石村)この試案を作成し公表したのは、個人情報保護法が2005年4月から全面施行になるからです。この法律は、「個人情報取扱事業者」に対して「個人情報」を正しく取り扱うように義務づけ、それによって一般市民のプライバシーを保護しようということ定められたものです。

(平野)この法律の下で、私たち税理士は、一方で「個人情報取扱事業者」にあたり、もう一方では一般市民として保護を受ける立場にもありますね。

(石村)そうです。税理士の場合、一枚のコインの裏表のような感じですね。義務を負う立場と権利を護ってもらう立場がありますからね。

(平野)個人事業主である税理士事務所や税理士法人は、原則として、個人情報保護法上の義務を負う「個人情報取扱事業者」にあたります。

(石村)そうですね。保有件数5千件以下の、いわば消費税にいう「免税事業者」に当たらない限り、法令上のさまざまなコンプライアンス(法令遵守義務)を負うこととなります。

“ポリシーやガイドラインの制定は
他人事”で済むのか

(平野)税理士ないしは税理士法人が、個人情報保護法でいう「個人取扱事業者」、~いわば消費税にいう「課税事業者」~にあたる場合には、同法を護れば問題がないわけですよ。別に、各事務所や税理士法人が「個人情報保護ポリシー(方針)」とか、「個人情報保護ガイドライン(運用基準)」とかを定めなくとも、法令違反にはならないのですよ。

(石村)仰せのとおり、法令違反にはなりません。ただ、2004年4月2日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」では、各省庁が業種別にガイドラインなどをつくらたり、税理士会などの事業者団体が所管の省庁からの助言・情報提供をあおいで自主的にガイドラインなどをつくるように求めています。また、各個人情

報取扱事業者には、各省庁や事業者団体がつくるガイドラインなどに則し、個人情報保護に主体的に取り組むように求めています。その場合に、個々の個人情報取扱事業者には、自己の個人情報保護に関する考え方や方針を顧客に明らかにするプライバシー(個人情報保護)ポリシー、プライバシーステートメントなどづくり、公表するように求めています。

(平野)ということは、税理士会などが、財務省ないしは国税庁にお助けをいただいて、事業者団体として、モデルガイドラインをつくり、それを公表すればいいわけですね。

(石村)所管の役所は、役所として各業界向けのガイドラインなどをつくるかもしれません。それから、税理士会は、当然、税理士・税理士法人向けのガイドラインを作成・公表することになるでしょう。この場合、個人情報保護法によりまずと、税理士会は、申請して主務大臣の認定を受け、いわゆる「認定個人情報保護団体」(法37条以下)として、個人情報保護活動や苦情処理業務、その一環としての業界独自の「個人情報保護ガイドライン」などをつくり、公表する方向も選ぶことができます。

(平野)ということは、必ずしも個々の税理士事務所や税理士法人が、ポリシーやガイドライン、ステートメントなどをつくる必要がないのではないですか。

(石村)ちょっと待ってください。政府がイメージしている個人情報保護法上のコンプライアンス(法令遵守義務)遂行の構図を基に説明しますから。

個人情報保護法上の
コンプライアンスの構図

〔図表1〕コンプライアンスの構図

個人情報保護法や施行令
各分野に共通する最小限の法的ルールを定めたもの
省庁ガイドライン
国に役所が所管の業務分野の実情に応じた自主ルールを定めるもの
事業者団体(認定個人情報保護団体)ガイドライン
税理士会など各業界が自己の業界に実情に応じて自主的に定めるもの
各事業者のポリシー、ガイドライン
各事務所や法人が自己の取組や指針を対外的に明確に宣言するもの

(平野) この図式から見ますと、やはり、個々の税理士事務所や税理士法人も、“顧客情報の適正管理”に向けた対外用のポリシーなどをつくり、公表しておくことが想定されていますよね。他人事では済まないようですね。

(石村) そう見た方がいいでしょう。近年、企業のコンプライアンスや社会的責任(CSR = Corporate Social Responsibilities)が声高に叫ばれています。情報産業の一端を担っている税理士には、やはり率先して「個人情報保護ポリシー」とか「個人情報保護ガイドライン」を定めて、その姿勢を明確にして置く必要がありますね。

(平野) 要は、個人情報保護法における「個人情報の保護」は、〔図表1〕を参考にして説明すると、法律による必要最小限のルールと、事業者等の自律的な取組が、基本になっていますよね。やは、あくまでも補完的な存在、という建前になっているということですね。

(石村) 仰せのとおりです。まさに建前は「役所が主役」の法律ではありません。現実には、役所の手足になるような認定個人情報保護団体のようなものも仕組みられています。ともかく、政府規制でつくられた専門職制度のもとで、税理士は、役所依存症に慣れ親しんだ人たちです。ですから、「自分の足で立って個人情報を護れ、事業者自身で対策をたてよ」といわれても躊躇する気持ちは分かります。

政府の「個人情報の保護に関する基本方針」のポイント

(平野) 私たち税理士が、コンプライアンス(法令順守義務)を考える場合、ある意味では、個人情報保護法という法律の“真髄”を理解する必要がありますね。

(石村) そうですね。この法律実施についての基本的なスタンスは、政府が出した「個人情報の保護に関する基本方針」(以下「基本方針」)を見れば分かります。

(平野) 基本方針では、プライバシーポリシーなどの作成・公表に加え、他に税理士や税理士法人など個人情報取扱事業者に対して、どのような対策をとるように求めているのですか。

(石村) いま平野運営委員がいわれた点を含め、基本方針では、次のような3つのことをあげています。

〔図表2〕基本方針に盛り込まれた個人情報取扱事業者に求められた措置のポイント

プライバシーポリシーなどの作成・公表による対応措置の対外的アナウンス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の目的外利用はしないこと ・ 苦情処理への対応策 ・ 法令を遵守すること ・ 利用目的の通知・公表・本人開示などに手続の明確化 ・ 個人情報の紛失・漏えいなど、不祥事への対応策
責任体制の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報管理責任者の配置 ・ 個人情報管理体制の確立・内部牽制システムの構築(独立した個人情報保護委員会の設置、プライバシーマーク〔マル適・認証〕取得などを含む) ・ 外部委託する場合の安全管理策の確保
従業員の啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱業務にあたる者に対する定期的な研修 ・ 個人情報保護意識育成のための教育

(平野) PIJが、税理士法人向けの「個人情報保護ポリシー」とか「個人情報保護ガイドライン」の模範(雛形・モデル)を公表したのも、こうした政府方針に対応する趣旨によるわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。税理士や税理士法人が、こうした政府の方針を理解し、遵守しますと宣言し、文書で確約するものです。

PIJ作成のモデル(模範)の内容は

(平野) それでは、模範ポリシーや模範ガイドラインの内容について伺います。まず、ポリシー(方針)は、何のために定めるものなのでしょうか。

(石村) モデルでは「税理士法人TAX個人情報保護ポリシー」という仮称を使っています。まあ、個人事務所の場合には、個人情報の保有件数が5千件以下で、個人情報保護法上のコンプライアンス(法令遵守義務)を免除される場合も多いのではないかと思います。それで、一応、税理士法人を例にポリシーを作ってみました。それで、「ポリシー」は、個人情報保護法を遵守するとい

う“気構え”を宣言するものです。

(平野)なるほど、分かりました。次に、ポリシーでは「私どもと顧問契約その他取引関係にあるお客様やその関係者(以下「お客様など」)」という言葉を使っていますが。

(石村)いわゆる「税理士顧問契約」の法的性格については、いろいろな意見がありますが。一般に、受任内容は、税務に関する申告書、申請書等の作成およびそれら申告、申請等に関する相談、会計諸資料の作成および会計業務に関する相談、経営相談および資金繰り等に必要な書類の作成、その他社会保険・労働保険の代行などではないかと思えます。

(平野)そうですね。税理士法で定める「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」の業務、それから記帳代行など「付随業務」が、一般的な「税理士顧問契約」の内容ですね。

(石村)それから、事務所や法人によっては保険の代理業とか「その他の取引関係」にある顧客がいます。それから、「税理士顧問契約」面では、直接の契約当事者でなくとも、申告書の作成を例にしても、納税者の被扶養者とかがいます。一方、「その他の取引関係」面での“関係者”としては、保険の受取人などが考えられます。

(平野)こうしたさまざまな面で業務上「個人情報」を取得(保管)、利用、提供などをすると、税理士事務所ないしは税理士法人は、「個人情報取扱事業者」として個人情報保護法上の義務を負うことになるのですね。

(石村)そうです。ですから、自らの「個人情報取扱業務」をするにあたり、個人情報保護法を遵守する姿勢を明確にしたものが「個人情報保護ポリシー」であるわけです。

個人情報保護管理者とは

(平野)税理士あるいは税理士法人は、5千件を超える「個人情報」を保有することから「個人情報取扱事業者」になった場合には、必ず「個人情報保護管理者」を置かなければならないのですか？

(石村)法令には、何も書いていません。さきに触れた政府の基本方針では、個人情報保護法は、「個人情報保護管理者」を置いてさまざまな請求に応じるように義務を課しています。

〔図表3〕個人情報保護法に基づく本人からの主な請求のケース

利用目的の明示請求に対する本人への通知 (法24条1項・2項) 保有する個人データの開示請求(法25条) 本人からの本人情報の訂正・追加・削除請求 (法26条) 法違反を理由とした本人からの消去・利用停止・ 第三者提供停止請求(法27条) 本人への回答 (法25条2項、26条2項、27条3項、28条) 苦情申立の処理(法31条)
--

こうした場合の個人情報問題を取り扱う窓口を設ける必要があります。

(平野)個人情報保護管理者は、「窓口」業務を行うだけでよいのですか。

(石村)それぞれの事業者の考え方によると思います。管理体制の透明化全般について、従業員の啓発を含めて、個人情報保護管理者の責務とするのも一案です。

(平野)つまり、職務内容については、それぞれの税理士事務所ないしは税理士法人の自主性に任されているわけですね。

(石村)そのとおりです。

個人情報保護委員会とは

(平野)PIJの模範ガイドラインでは、「個人情報保護委員会」の設置をイメージしていますが。これは、どういった趣旨で設けるものなのか。

(石村)個人情報保護法は、苦情処理については、第一に、事業者自身の責任で対応するように求めています。つまり、税理士事務所や税理士法人自身による対応を基本としています。日税連ないしは各単位税理士会が、「認定個人情報保護団体」(法37条)となり、全般の苦情処理を一括して担当する仕組みを設けることについては、あくまでも第二次的なものと考えています。

(平野)ということは、苦情処理の“第一審”として、各税理士事務所や税理士法人は、苦情受付窓口を設け、苦情処理をする手続や組織を整備しておくように望まれるわけですね。

(石村)そうです。個々の事業者が、インハウス(事務所内)に、“個人情報保護委員会”、“苦情処理担当”のような独立した機関ないしは役職を

設ける必要性は高いといえます。税理士会が認定個人情報保護団体となったとしても、当該団体による苦情処理は、各事業者が自己責任で行う取組を補完するものです。まあ、あえていえば“第二審”的な性格のものです。

(平野) それでは、もし事業者が“個人情報保護委員会”のような独自に苦情処理機関や組織を設けると決めたとします。この場合には、個人情報保護委員会規約を定めて、委員会運営を行えばいいわけですね。

(石村) そうです。人選は、社外の専門家を含めて考えることが可能でしょう。個人情報保護委員会の職務の範囲も、内部牽制システムやガイドラインの見直しなどを含め、個人情報保護全般について取り扱うものとするのも一案です。

(平野) 「個人情報保護管理者」は、半ば強制的に設置が求められる組織です。これに加え、任意に「個人情報保護委員会」を設けるとなると、零細な事務所では少々負担が重過ぎるような気がします。

(石村) まあ、考え方にもよりますが、プライバシー保護にかなりのコストをかけざるを得ない時代に入っています。この点では、職業人としての意識改革が求められているのかも知れません。

“作文”に潜む危険性

税理士法人TAX個人情報保護 ポリシー

(模 範)

税理士法人TAXは、私どもと顧問契約その他取引関係にあるお客様やその関係者（以下「お客様など」）の個人情報を取得、利用および提供などの業務（以下「個人情報取扱業務」）にあたり、以下のポリシーに基づき個人情報の保護に努めます。

個人情報保護ガイドラインの制定 および見直し

税理士法人TAXは、個人情報取扱業務に従事するすべての者に対し、個人情報保護の重要性を認識させ、お客様などの個人情報を適切に保護するために、個人情報保護ガイドラインを定めます。

(平野) 個人情報保護法上のコンプライアンス（法令遵守義務）は、いまだ他人事のように考えている税理士も少なくないのが実情です。

(石村) 大方の税理士は、「個人情報保護ポリシー」や「個人情報保護ガイドライン」を適当に“作文”して、備えて置けばいいといった気持ちになるかも知れませんね。

(平野) とくに、PIJが雛形（モデル）を用意して、こうした傾向を促進することになりはしないか、心配です（笑い）。

(石村) それは確かです。最近、顧客情報に関する企業の不祥事が相次いでいます。個々の税理士事務所や税理士法人が、コンプライアンス（法令遵守義務）や社会的責任（CSR）をよそ行きの言葉に終わらせないためには、まず、税理士や責任役員自身の“意識改革”が必要です。

(平野) 本当に、単なるきれい事では終わらせないためにも、税理士自身の“自覚”が要りますね。自身で研修を受けるとか、専門の業者の指導を受けプライバシーマーク（マル適マーク・認証）をとるとか、積極的な行動が求められますね。

(石村) “プラン・ドゥ・チェック・アクション”が必要なのに、“プラン”しかない。いわゆる“作文”だけだと、偉い目に会うのは必至です。

(平野) “仏つくって魂を入れない”のでは通らないわけですね。石村代表、今回は、ご多用な折、税理士に有益なお話をありがとうございました。

また、個人情報保護ガイドラインは、必要があると認められるときには、すみやかに見直し・改定に努めます。

個人情報保護ガイドラインの遵守 および適切な対応

税理士法人TAXで個人情報取扱業務に従事するすべての者は、個人情報保護ガイドラインを守ってその業務を遂行します。税理士法人TAXは、適切な個人情報保護のための管理体制を確立し、個人情報を適正に取得、利用、提供するとともに、お客様など本人への個人情報の開示や訂正などについても適切な対応に努めます。

個人情報の正確性・安全性の確保 および不正行為への対応

税理士法人TAXは、個人情報取扱業務にあたり、

個人情報の利用目的および利用範囲を明確にし、かつ、個人情報の正確性および安全性の確保に努めます。また、収集された個人情報が正確かつ最新の内容になるように努めるとともに、情報通信技術および管理組織体制の両面から合理的な安全対策を講じて、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいなど不正行為の防止に努めます。不正行為があったと認められる場合には、事実関係の判明に努め、速やかな事実の通知などに努めます。

個人情報保護に関する法令 その他の規範の遵守

税理士法人TAXは、個人情報取扱業務にあたり、個人情報の保護に関する法令・条例ならびに税理

士法上の守秘義務、さらには行政機関、税理士会および税理士法人TAXが定めた定款、ポリシーおよびガイドラインなどの規範を遵守します。

個人情報保護に関する問い合わせ先

税理士法人TAXの個人情報取扱業務に関する問い合わせは、税理士法人TAXの個人情報管理責任者にしてください。お客様などからの問い合わせがあった場合には、税理士法人TAX個人情報保護委員会が、誠実かつできるだけ速やかな対応に努めます。

2005年 月 日
個人情報取扱事業者
税理士法人TAX
代表社員 税所安治

税理士法人TAX 個人情報保護ガイドライン

(模 範)

趣 旨

1. 税理士法人TAX個人情報保護ガイドライン(以下「本ガイドライン」)は税理士法人TAXと顧問契約その他取引関係にあるお客様やその関係者(以下「お客様など」)の個人情報の取得、利用及び提供などの業務(以下「個人情報取扱業務」)にあたり、個人情報を保護するために必要な事から定めるものです。

個人情報の範囲

2. 本ガイドラインにおいて、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、その情報により特定の個人が識別されまたは識別されるものをいいます。ただし、事業所や勤務先の名称、郵便番号・住所、氏名、職位、電話番号、業務用Eメールアドレス、業務用ファックス番号など本人の単なる「連絡用情報」には、本ガイドラインは適用されません。

個人情報の取得・利用

3. 税理士法人TAXは、お客様などの個人情報取扱業務にあたっては、個人情報を取得・利用する業務の目的や範囲を明確にします。また、税理士法人TAXは、お客様などの個人情報を、お客様との顧問契約その他取引に係わる業務目的を達成するために必要最小限の範囲内で、適正かつ公正な手段により取得・利用します。

4. 前記の業務目的達成のために取り扱う個人情報とは、文書によるか電磁的方法によるかを問わず、次のようなものをさします。

- ・ 氏名、
- ・ 生年月日、
- ・ 国籍や本籍地、
- ・ 自宅の住所や電話番号(携帯・固定)、ファックス番号、Eメール・アドレス(ただし、単なる連絡用情報にあたる時は別です)
- ・ 納税者整理番号、基礎年金番号、住民番号、クレジットカード番号、金融機関の名称を含む口座の種類や番号、雇用先の番号その他本人が識別されまたは識別される番号およびコード、
- ・ 顧問契約その他取引に係わる業務目的を達成するに交わした個人情報を含む記録やEメール内容、
- ・ 個人情報を含んだ計算書類その他の作業記録、収入や所得額、納税額などを含む納税申告や情報申告に係る資料および書類、ならびに、
- ・ その他お客様との顧問契約その他取引に係る業務目的を達成するために必要な個人の情報

5. 個人情報は、原則として本人から取得するものとします。ただし、本人以外の者から取得することに相当の理由があると認められるときは、それによることがあります。

個人情報の適切かつ安全な 管理・保存

6. 税理士法人TAXは、お客様などの個人情報の適切かつ安全な管理・保存に努めます。お客様などとの顧問契約その他取引に係わる業務関係が終了または中断する場合であっても、当該契約その他法令などの下で一定の間の管理・保存が必要で、安全に破棄されるまでの期間については同様です。

個人情報の利用または提供の制限

7. 税理士法人TAXは、お客様などの個人情報を、個人情報取扱業務以外の目的のために利用したりまたは外部に提供したりしません。ただし、次の場合には、その限りではありません。

- ・ 税務調査など法令や条例・規則などの定めに基づくとき
- ・ お客様など本人の同意があるとき
- ・ 個人の生命・身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ・ 公益上の必要性があるとき
- ・ その他相当の理由があると認められるとき（例えば、税理士法人TAXの会報などの発送、集会や会議などの通知をする際に、発送業者などへ氏名・住所などを連絡用として必要最小限の情報提供を行うとき。個人を特定できない形でお客様の情報を調査情報として第三者へ提供するとき）

8. 税理士法人TAXは、前記7の例においてお客様などの個人情報を目的外利用または外部に提供するときには、お客様など個人の権利利益を不当に侵害することのないように努めます。

9. 税理士法人TAXは、前記7に例において、外部にお客様などの個人情報を提供する場合、必要があると認めるときには、提供を受けるものに対し、その個人情報の利用目的もしくは利用方法その他必要な制限を付け、またはその適正な取扱いについて必要な措置を講じるように求めます。

個人情報の本人への開示、自己情報の 訂正および削除

10. 税理士法人TAXは、保有する個人情報については、お客様など本人からの申し出・照会がある場合、本人確認ができ次第すみやかに開示をします。ただし、やむを得ない理由によりすみやかな開示ができないときは、その限りではありません。また、その開示により、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるときには、開示しないことがあります。

11. 税理士法人TAXは、お客様などに開示した個人情報について訂正ないしは削除の申し出があった場合に、その個人情報に事実の誤りがあると認めるときには、これに応じます。ただし、法令上の保存義務などの関係からその申し出に応じられないときは、その限りではありません。

個人情報の正確性・安全性の確保

12. 税理士法人TAXは、個人情報取扱業務にあたり、個人情報の正確性および安全性を確保に努めます。また、収集された個人情報が正確かつ最新の内容になるように努めるとともに、情報通信技術および管理組織体制の両面から合理的な安全対策を講じて、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいなど不正行為の防止に努めます。

13. 税理士法人TAXは、不正行為があったと認められる場合には、事実関係の判明に努め、必要に応じて事実のお知らせなどに努めます。

法令等の遵守および個人情報取扱 業務にあたる者の義務

14. 税理士法人TAXは、個人情報取扱業務にあたり、お客様などのプライバシーを尊重し、個人情報の保護に関する法令・条例ならびに税理士法上の守秘義務、さらには行政機関、税理士会および税理士法人TAXが定めた定款およびガイドラインなどの規範を遵守します。

15. 税理士法人TAXで個人情報取扱業務に従事するすべての者は、業務遂行にあたり知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、または不当な目的に使ってはならないこととしま

す。その業務を退いた後も、同様とします。

個人情報の保護および意見・苦情の 問い合わせ先

16. 税理士法人TAXは、本法人の個人情報取扱業務における個人情報の保護をはかることを目的に、個人情報保護委員会を設けています。また、本法人は、個人情報取扱事務に関する管理責任者（個人情報管理責任者）を決め、配置をしています。

17. 税理士法人TAXの個人情報取扱業務に関し意見や苦情がある場合には、窓口である本法人の個人情報管理責任者を通じて個人情報保護委員会に対し口頭または書面で申し出ることができます。申し出があった場合には、個人情報保護委

員会は適切かつできるだけ速やかに対処し、判明した事実や対応策を通知するように努めます。

18. 税理士法人TAXの個人情報取扱業務についての各種意見の申し出、問い合わせ先は、次のとおりです。

個人情報取扱事業者 税理士法人TAX
個人情報管理責任者 山形花子
電話XXXX-XX-XXXX E-mail: zririsihoujin-tax@pij-web.net

〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F

このガイドラインの施行日

19. このガイドラインは、2005年 月 日から施行されています。

税理士法人TAX個人情報 保護委員会規約

(模 範)

1. 税理士法人TAX（以下「本法人」ともいう）は、本法人と顧問契約その他取引関係にあるお客様やその関係者（以下「お客様など」）の個人情報の取得、利用及び提供などの業務（以下「個人情報取扱業務」）にあたり、もっぱら本法人のお客様などの個人情報を保護する目的のために、税理士法人TAX個人情報保護委員会（以下「個人情報保護委員会」）をおく。

2. 個人情報保護委員会は、その審議や議決などにあたっては、個人情報の保護に関する法令・条例ならびに税理士法上の守秘義務、さらには行政機関、税理士会および本法人が定めた定款、ポリシーおよびガイドラインなどの規範を遵守しなければならない。

3. 個人情報保護委員会は、次の委員からなるものとする。

- ・本法人の代表社員、
- ・本法人の社員、税理士法人TAXにおいて個人情報取扱業務を遂行する者（および本法人以外で専門的な知識を有する者も可）から代表社員が選任した2人の者、ならびに、
- ・本法人の個人情報管理責任者

なお、委員の任期は毎年4月1日から1年とし、再

任を妨げない。また、任期中に委員でなくなった者の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 個人情報保護委員会は、定時（年1回）に、さらには代表社員または委員の求めに応じて臨時に開催される。

- ・税理士法人TAX個人情報保護ポリシーおよびガイドラインの見直し・改訂のための作業ならびに審議、
- ・本法人における個人情報管理の基本方針の策定、
- ・個人情報管理責任者が個人事業取扱業務を遂行する者に対する必要かつ適切な指導を行えるようにするための協議、マニュアルの作成、
- ・個人事業取扱業務に対する意見・苦情への対応、調査、および調査結果の通知、
- ・個人事業取扱業務を遂行する者に対する処分案の審議
- ・個人事業取扱業務に対する法的な対応、ならびに、
- ・その他本法人の個人事業取扱業務における個人情報保護に関する事項

5. 個人情報保護委員会における会議においては、互選で委員長を選出し、議決は多数決とする。ただし、議案と利益が相反すると思われる委員は、委員長の選出および議決に参加できないものとする。

6. 個人情報保護委員会は、つぎの業務について審議し、議決するものとする。

7. この規約は、2005年 月 日から施行する。

税理士法人TAX
代表社員 税所安治

税理士法人TAX個人情報
管理責任者に関する規約

(模 範)

1. 税理士法人TAX（以下「本法人」ともいう）は、本法人と顧問契約その他取引関係にあるお客様やその関係者（以下「お客様など」）の個人情報の取得、利用及び提供などの業務（以下「個人情報取扱業務」）において、本法人の個人情報保護ポリシーや個人情報保護ガイドラインに従いもっぱら個人情報を保護する目的のために、1人の個人情報管理責任者をおく。

2. 個人情報管理責任者は、本法人の代表社員が、本法人で個人情報取扱業務に従事する者から任命する。

3. 個人情報管理責任者は、本法人で個人情報取扱業務の適切な管理がはかられるように、常に点

検しかつ注意を払い、この業務に従事するすべての者に対し、定期的な研修を含む必要かつ適切な助言や指導を行うこととする。

4. 個人情報管理責任者は、本法人で個人情報取扱業務の適切な管理がはかられるように、税理士法人TAX個人情報保護委員会（以下「個人情報保護委員会」）に対し、必要かつ適切な改善事項を建議するものとする。

5. 個人情報管理責任者は、お客様などから本法人の個人情報取扱業務に関し意見や苦情の申し出がある場合には、その窓口となるものとする。申し出があった場合、個人情報管理責任者は、できるだけ速やかに個人情報保護委員会の開催を求め、その申し出に対処し、事実や対応策を通知できるようにしなければならない。

6. この規約は、2005年 月 日から施行する。

税理士法人TAX
代表社員 税所安治

公益法人制度改革で「営利法人並み課税」固まる

—— 役所主導の改悪で“増税のワナ”にはまる！！

(CNNニュース編集部)

政府は、2002年以来、100年ぶりの役所による公益法人制度改革が進めてきている。この制度改革は、(1)法人制度の見直し、(2)税制の見直し、の二つの面から、次の3つのグループに分かれて進められている。

(1) 法人制度	行革推進事務局主導
非営利法人制度に関する有識者会議 (「有識者会議」)	
非営利法人ワーキング・グループ(WG)	
(2) 税制	財務省主導
政府税調・非営利法人課税ワーキング・グループ(WG)	

政府は、昨年〔平成16年〕9月15日、公益法人制度改革で新設する法人は「原則課税」と

し、公益性のある法人を選び、その本来に事業を免税とし、その判断をする第三者機関を、国家行政組織法8条(「8条機関」)に基づく審議機関とする方針を固めた。

現在ある公益法人(社団法人・財団法人)は、「原則非課税」である。これを180度転換させた「原則課税」政策には、各界から異論が相次いでいる。

有識者会議「報告書」の中身

「原則課税」の方針発表後の昨年〔平成16年〕11月19日に、行革担当相の諮問機関「公益法人制度改革に関する有識者会議(以下「有識者会議」)(座長・福原義春資生堂名誉会長)は、これまでの審議の結果をまとめた「公益法人改革に関する報告書」を、村上誠一郎行政改革担当相に提出した。その骨子は次のとおり。

主務官庁の許可制で設立されている現在ある「原則非課税」の公益法人（社団法人・財団法人）を廃止する。

現在ある登記だけ（準則主義）で設立できる「原則課税」の中間法人を廃止する。

とを統合し、新たに登記だけ（準則主義）で設立できる「非営利法人」を創設する。既存の公益法人や中間法人は、新非営利法人に移行する。

新非営利法人は、「原則課税」とする。

特定の閣僚の下に置かれる民間有識者の委員会が、これら非営利法人の中から「公益性のある法人」を選び、その本来の事業（とりわけ非対価性収入）を免税とする。

「原則非課税」の特定非営利活動法人（NPO法人）は「抜本的に見直すべきとの社会的要請が乏しい」ので、現行のまま存続させる。

以上の骨子からわかるように、新たな非営利法人は「原則課税」、つまり、「営利法人並み課税」となり、現在ある株式会社など同様の課税取扱となる。そして、公益性のある非営利法人に限って、その「非対価性収入」だけが免税になる。つまり、これまでと違い、会費収入や寄付金収入などは、原則として法人税の課税対象となる。そのうちの対価性のないものだけが免税となる。また、営利法人に適用ある「役員の報酬・賞与・退職給与」、「交際費」などに対する課税取扱は、非対価性収入が免税になるかどうかにかかわらず、新非営利法人には一律に適用になる。

免税となる判断基準

非対価性収入が課税対象とならない、つまり免税になるためには、その法人が本来の目的としている事業に専念するなど公益性が高くないといけない。その判断基準としては、積極的に不特定多数の利益実現を図ること、公益的事業が法人の事業全体の過半（50%以上）を占めること、公益性を有する法人にふさわしい内部規律（ガバナンス・アカウントビリティ・ディスクロージャー）を備えていることなどがあげられている。

この基準をクリアしているかどうかは、特定の閣僚の下に置かれる民間有識者の第三者委員会が判断することになる。

想定される第三者機関とは

第三者委員会について、「8条機関」とは、特

定の課題を処理するために設置される有識者らによる合議制機関で、食品安全委員会や証券取引等監視委員会など同様の組織を指す。官房長官や内閣府の閣僚の下に審議機関を設置する。

担当閣僚の諮問を受け、免税の条件となる各法人の「公益性」について、事業目的や業務内容を基準に判断する。審議機関の機能としては、このほか事後チェック、立ち入り検査・調査、不服審査などが想定されている。審査に通らないと、法人のあるゆる収入が課税対象となる。

なお、与党内には、この第三者機関について、公正取引委員会のように国家行政組織法3条を根拠とした独立性の高い機関（「3条機関」）にすべきだとの意見もある。

民間の運動体の失敗が

「原則課税」を招く

今回の改革論議では、民間非営利公益セクターからは、財団法人公益法人協会（公法協）、さらには公法協などが中心となって組織された運動体である「民間法制・税制調査会」が前面に出て、オピニオンリーダー役を演じてきている。

同調査会は、当初から「原則非課税」維持を打ち出してはいる（報告書『公益法人改革～これぞよいのか政府の構想』（2004年10月、財団法人公益法人協会発行）。しかし、「原則課税」に絶対反対を唱えているわけでもなく、その姿勢は鮮明でなかった。同調査会が審議・作成した報告書の内容も、大学教員を並べてはいるものの、素人まがいの論議が多すぎる。このこともあってか、論調に一貫性がなく、目指す方向性が不透明になってしまっている。これは、この運動をリードしている高齢な人材も一因であろう。堀田力（元検事で弁護士・1934年生）、山田二郎（元裁判官・元大学教員で弁護士・1930年生）、太田達男（元銀行員で公法協理事長・1932年生）各氏には、是非とも若い専門家にバトンタッチ願いたい。明らかに老害である。

一方、公法協は、昨年4月から10月にかけて、30カ所で開催した。これに対しても、NPO関係者からは、公益法人界の政府に対する姿勢が不鮮明であるとの批判が相次いだ。

今回の「原則課税」への転換を許してしまった背景には、民間非営利セクター自身の運動論のまずさがある。また、役所に抱え込まれる形で永年存続して来たこのセクターのひ弱さがある。こうしたことが、上からの改革に公益法人界ははつき

りと「異議あり！」を打ち出さなかった大きな理由であろう。歴史の浅い若いNPO法人界が「原則非課税」を維持しえたのとは、明暗を分けた。

「原則課税」のエスカレートは必至

政府は、非営利法人制度が立ち上がった当初、公益法人（社団法人・財団法人）については、反発を和らげるために、全部「免税」にしてしまっ、その後「原則課税」に落とす懐柔策をとることも考えられる。しかし、免税資格認定のあり方次第では、その法人を生かすも殺すも、委員会次第となる恐れも出てくる。政府規制が強まるのは必至だ。新法人制度への移行期間を経て、この非営利法人「原則課税」が軌道に乗れば、その後、NPO法人や学校法人、宗教法人など特別法に基づいて設立されている他の公益法人等も「原則課税」ルールがエスカレート適用されることが危惧される。

税理士会とかも、対岸の火事ではいられまい。会費に含まれる研修費など「対価性」のある収入は、消費課税に加え、会の法人所得課税の対象にもなってくる。第三者機関の審査にパスして「免税」資格を得ても、課税除外となるのは「非対価性収入」に限られる。つまり、現在の消費課税のルールが法人所得課税にも、もろに入ってくるわけだ。また、対価性収入割合が過半を占めると判断されれば、免税資格が取り消され、あらゆる収入が法人課税の対象になる恐れも出てくる。

公益法人界に欠ける

「コーポレート・ファイナンス」意識

今回の一連の公益法人制度改革では、民間法制・税制調査会も含め、「コーポレート・ファイナンス（運営資金調達）」については、まともな議論を展開していない。「原則課税」に転換するとなれば、補助金なども先細りの現状では、公益寄付金や金融収益などに対する支援税制のあり方は極めて重要になる。

「エクイティファイナンス（株式発行）」もできず、公益寄付金税制も使い勝手が悪いまま、「原則課税」ということで営利法人並み課税が実施されるとすれば、まさに悪夢である。これでは、非営利法人は、「官製経済」のなかですら、ゴーイングコンサーン（継続事業）として生存するのは至難のわざとなる。いっそのこと株式会社になって、株式発行による資金（エクイティ・キャピタル）を調達し、「市場経済」に進出した方がマネジメントは容易になる。しかし、これでは、わが国の民間非営利公益セクターは死滅してしまいかねない。

これまで「官製経済」の周辺で生存してきたのがわが国の公益法人界だ。このセクターに欠けている「コーポレート・ファイナンス」意識をどう高めるかは大きな課題である。経営の透明化をはかるには、「コーポレート・ガバナンス（法人の適正な管理運営）」や「アカウントビリティ（説明責任）」はもちろん大事である。だが、「衣食足りて、公益活動を知る」の意識なくして、わが国の健全な民間非営利公益セクターを大きく育てるのは難しい。

このままでは支援税制がうやむやに

ところが、税制のあり方を検討している政府税調・非営利法人課税ワーキング・グループ（WG）は、表立った議論を先延ばしし、今日に至っている。増税に躍起の政府税調は、「非営利セクターへの減税」につながる議論などはしたくないのが本音であろう。だが、公益寄付金税制、収益事業に対する軽減税率、みなし寄付金や金融収益などに対する支援税制のデザインの仕方次第では、非営利法人制度の今後に大きな影響を及ぼす。免税となった法人は、収益事業に対する軽減税率やみなし寄付金、金融収益などに対する支援税制に加え、これまでの特増法人に相当する資格を自動的に得られるような制度でなければならない。

こうした法人が支援税制を享受できる資格の認定を新たに課税庁が別途行うことになると、いわゆる「三階建て」（法人格の取得＋免税資格の取得〔第三者機関〕＋税制支援措置の資格取得〔課税庁〕）となる。新たに登場した非営利法人は、「政府規制法人」化してしまう。何のための登記だけで設立できる非営利法人制度の導入なのか分からなくなる。

役人は、狡猾である。自分らの権限維持には執念を燃やす。公益法人界は、公益法人界の生存をかけて、しっかりした支援税制の確立に向けてロビーイングを強化すべきである。

野党は対案を用意できるのか

政府はこの有識者会議の報告書を基に、政府税調による支援税制について検討結果を加えた上で、公益法人改革案をつくり、行革大綱に盛り込んで閣議決定。役所立法（閣法）として、非営利法人関連法案（民法改正案＋非営利法人法案）を2006年の通常国会に提出する方針。最大野党で、国会サラリーマンが大半を占める民主党は、議員立法で対案を用意し、与党に対決できるのか、見殺しにするのかが見もの。

市民団体は、政府の抜本的な制度改革案に反対しよう！

規制緩和に逆行する 公益法人制度改革に異議あり

— 市民活動を直撃する「営利法人並み課税」への転換

後編

石村 耕治（白鷗大学教授・PIJ代表）

《内容目次》

はじめに～抜本的な制度改革の経緯と問題の所在

内閣官房推進室での公益法人制度改革論議

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（H15.6.27閣議決定）

基本方針発表後の制度改革のロードマップ（工程表）

1. 公益法人制度改革に関する「関係府省連絡協議会」の発足
2. 「有識者会議」の発足と検討のロードマップ（工程表）

非営利法人税制見直し素案への疑問

1. 非営利法人の要件のあり方
2. 営利法人と同等の「原則課税」（“営利法人並み課税”）への転換への疑問
3. “営利法人並み課税”の現実

〔以上、前々号（38号）に掲載〕

4. 問われる「非営利法人・原則課税」の理論的整合性
5. 「登録法人」制（「免税制」）とその判定基準への疑問
6. 「認定登録法人」審査制度への疑問
7. 問われる「登録法人」制度と「認定登録法人」制度との過重規制
8. 他の公益法人・NPO法人への「原則課税」適用の拡大問題
9. 「非対価性収益」概念導入への疑問

V 有識者会議報告書「議論の中間整理」の分析

1. 「議論の中間整理」の構成
2. 新しい非営利法人制度の基本イメージ
3. 想定される非営利社団法人制度の骨格
4. 公益性の判断の仕組み
5. 公益性を取り扱う仕組みについての今後の検討課題
6. 問題点の分析

むすびにかえて～問われる本末転倒な政府の制度改革の動き

4. 問われる「非営利法人・原則課税」の理論的整合性

政府税調作業部会が想定する「非営利法人・原則課税」とは、端的にいえば、すでに触れたように、営利法人（普通法人）と同様の課税（いわゆる“普通法人並み課税”）が行われることを意味する。

つまり、各事業年度に収益があれば、益金の額として扱われ、経費など損金の額を控除した残りの金額に対し法人税が課されることを意味する。現在収益事業所得とされるもののみならず、会費収入や寄付金収入など、これまで非収益事業とされてきたものも含め、余剰・繰越額は、法人税の課税対象となることになる。また、収益事業をやっているかどうかにかかわらず、営利法人に適用されてきた各種の課税取扱ルールも、ストレートに適用になる。

すでに触れたように、わが国の現行税制のもとでは、主務官庁の許可ないしは認証を受けるか、登記し法人格を取得した非営利団体は、法人税法などのもとで、「公益法人等」として本来の事業（非収益事業）は、ほぼ自動的に課税除外となる仕組みを採用している。こうした課税除外方式は、一般に「非課税制」と呼ばれる。

これに対し、民間非営利公益団体が法人格を取得したとしても、本来の事業は自動的に課税除外とならず、課税除外となるためには、法人格を付与する法律によるとは別途に、本来の事業に専念しているかどうかなどについて新たに課税庁などの審査を受け、それに合格するように求める方式を採用する国もある。こうした課税除外方式は、一般に「免税制」と呼ばれる。ただ、免税制を導入する諸国では、人格のない社団等（任意団体）は非収益事業を含めて「課税」とされている背景がある。つまり、任意団体の非収益事業に課税が行われないようにするためにも、任意団体を含めて免税制を敷いている事情がある。

ところが、わが国の場合、現行法制では、任意団体の非収益事業は「非課税」である。任意団体が法人格を得た瞬間に非収益事業が「課税」というのでは合点がいかない。そこで、非営利公益法人の非収益事業を継続的に課税除外とするために「非課税」としている、というのが立法趣旨ととれる。

このように見ると、今回の提案は、立法政策論的にも税法理論的にも整合性を欠いているといわざるを得ない。一般国民の感覚からも離れてしま

っている。

また、このような課税政策の転換は、課税実務にも大きな混乱をもたらす。当事者である民間非営利公益セクターを含めた広範な国民的議論もされないまま、行政依存型の審議会だけで発案されてよいとは思われない。

5. 「登録法人」制（「免税制」）とその判定基準への疑問

作業部会における議論によると、「非営利法人・原則課税」としながらも、非営利法人のうち、一定の基準を満たすとされ、行政庁の登録を認められた法人（「登録法人《仮称》」）については、その対価性のない収益に限り課税除外とする方向性が打ち出されている。つまり、「免税制」の導入である。こうした方向性に沿うと、たとえ登録法人になれたとしても、“営利（普通）法人並み課税”が原となることから、個々の課税取扱が大きく変わる。同時に、現行の課税取扱上は非課税とされる取引でも課税となる事例がさまざま出てくる。

また、これまでの作業部会での議論では、登録法人となるための形式基準としては、「非営利性」、「社会貢献性」、「内部留保の水準」および「適正な運営組織」の4つがあげられているようである。

「非営利性」
具体的には、非配当法人であることや残余財産の帰属（つまり、法人の解散時に残余財産が国・自治体、同種の法人に帰属させる定め）などが判断材料とされるものになると思われる。
「社会貢献性」
具体的には、教育や文化、芸術など“社会貢献性”が高い事業を中心としているかなどが判断材料とされることになるとと思われる。 この“社会貢献（social contribution）”といった不確定概念は、現在使われている“公益（public benefit, public interest）”以上に、定義上の困難さを伴うものと思われる。果たして、国際的に通用する概念なのであろうか。また、双方の概念にはどのような違いがあるのであろうか。これまで伝統的な法律学を学んできた者には皆目検討がつかない。説明責任を果たすことが求められる。

「内部留保の水準」
具体的に、事業規模に比例して内部留保が一定水準以内であることが判断材料にされることになるものと思われる。この種の基準を「登録」を申請する際の判断基準に用いることには問題がある。
「適正な運営組織」
具体的には、ガバナビリティやディスクロージャー（財務内容の公開など）が判断材料になるものと思われる。

作業部会の議論によると、これらの基準を充足しているかどうかの判断は、課税庁以外の行政庁が行うことになるもようである。そして、これらの基準をクリアしたものについては登録法人（仮称）として国（特定の省庁）又は都道府県に登録するものとしている。しかし、現時点では、どの行政庁が、こうした判断を担当することになるのかは詰められていない。

ただ単に、非営利法人成りを望む任意団体や既設の法人が、会費収入や寄付金収入など本来の事業（非収益事業）収益を課税除外としてもらうためだけで、こうした高いハードルを越えるように求められるのは過酷である。

思うに、こうした4基準は、ある意味では公益法人であれば、ガバナビリティ、アカウントビリティを確保する意味では遵守すべきことがらともいえる。しかも、こうした基準は、本来、法人法あるいは民間非営利公益セクターの自主規制（スタンダード）に委ねられる事からであろう。作業部会は、「官民規制」から「民民規制」を指向する時代に入っていることを見据えた議論をすべきだ。

こうしたスタンダードを、非営利法人が課税除外を受ける際の法的要件にすることは、新たに不要な官民規制の仕組みをつくることにつながるだけである。行政庁が、登録あるいはその取消しをちらつかせながら民間非営利公益セクターに対し行政依存を迫る要因にもなりかねない。また、任意団体が法人成りに二の足を踏む要因にもなりかねない。現行税制を「原則課税」に180度転換し、新たに行政庁の介在を認める仕組みをつくることには賛成できない。

6. 「認定登録法人」審査制度への疑問

公益法人やNPO法人は、現行の特定公益増進

法人（特増法人）・特定科学・教育振興法人等（特振法人）ないしは認定NPO法人制度のもと、「控除・損金算入対象寄付金および非課税相続財産の受入資格」を得るためには、課税庁・所轄行政庁の審査を受けなければならない。したがって、非営利法人制度に一本化された場合、この「控除・損金算入対象寄付金および非課税相続財産の受入資格」審査制度をどうするのか、といったもう一つの課題がある。

この点について、作業部会では、非営利法人制度に一本化された場合には、これら現行の制度を整備し、「控除・損金算入対象寄付金および非課税相続財産の受入資格認定」審査制度を、「認定登録法人（仮称）」（あるいは「特定社会貢献法人《?》」）として新装・発足させたい方向と聞いている。その際には、現行の要件を整備し、基本的には認定NPO法人に適用しているパブリック・サポート基準を援用する意向のようである。

登録法人のうち、現行の特増法人・特振法人や認定NPO法人に該当するものについては継続的に認定する意向とも聞く。また、「認定登録法人」の審査にあたっては、次のような基準に従って行う方向とも聞く。

社会貢献性
「準公共財的な法人」を「登録法人」とし、そのうち、受益者の不特定度が高いためその負担がほとんどなく、事業費用の多くが寄付金等で賄われる「純公共財的な法人」であること。この基準を主とし、次のような基準を審査する意向とのことである。
運営組織・事業活動の適正性、 経理の適正性、 情報公開、 租税回避を目的としていないこと

一応、登録法人のうち、現行の特増法人・特振法人や認定NPO法人に該当するものについては継続的に認定法人とする方向とも聞く。

また、官主導の評価制度の導入も検討すると聞く。民間委員からなる小規模な第三者委員会を設け、国民の監視のもと告発などに基づき、登録法人・認定法人の適格のチェックおよびモニターを行う仕組みをつくる意向とも聞く。

しかし、これらガバナンスやディスクロージャー、評価などの問題は、確実に、官民規制から民民規制に委ねる時代に入ってきている。公益法人協会などの民間組織も、ガバナンスやディスクロ

ージャー、評価制度などについて、真摯な検討を重ねてきている。作業部会は、新たな官民規制をつくるのではなく、むしろ不要な規制は撤廃するあるいはできるだけ民規に委ねるといった方向で、時代の変化を見据えた形で議論をまとめるように求められている。

7. 問われる「登録法人」制度と「認定登録法人」制度との過重規制

現在の作業部会での見直しの方向性は、一つは「登録法人」制度を導入することにある。一方、登録法人になっても、「控除・損金算入対象寄付金および非課税相続財産の受入資格認定」を得るためには、新装される「認定登録法人」のもと、さらに審査を受けるように求められる方向にある。これでは、明らかに過重規制であり、規制緩和時代の流れに反する。

アメリカの例をみても、公益法人については、本来の事業が課税除外となる免税資格と控除・損金算入対象寄付金の受入資格の取得は一体化されている。すなわち、一回の申請で課税除外なると同時に、控除・損金算入対象寄付金の受入資格も得られる。

〔図表8〕規制緩和時代に即した非営利法人課税制度イメージ

(政府素案)	(私案)
非営利法人	非営利法人
原則課税	原則非課税
登録法人(仮称)	特定非営利法人(仮称)
非対価性収益非課税	所得税・法人税・相続税上の控除対象寄付金受入資格認定
認定登録法人(仮称)	——
所得税・法人税・相続税上の控除対象寄付金受入資格認定	——

規制緩和の精神をくみ取り、原点に立ち返った上で、「非営利法人・原則非課税」および「登録

法人制度と認定法人制度の一体化」の方向で議論すべきである。

8. 非営利法人への「原則課税」適用の拡大問題

「非営利法人・原則課税」をいったん認めれば、こうした課税政策は、社会福祉法人、宗教法人、労働組合、地縁団体など他のさまざまな非営利公益法人の分野にも適用が拡大して行くのは必至のように見える。いわば、今回の「非営利法人・原則課税」の提案は、あらゆる分野の非営利・公益法人に対する課税政策の転換をする“呼び水”的な役割を果たすことになる〔図表6参照〕。

これは、すでに触れたように、作業部会が、非営利法人制度に一本化された場合には、「認定法人」制度、つまり「控除・損金算入対象寄付金および非課税相続財産の受入資格認定」審査制度が、現行の特増法人制度などの認定対象となる学校法人や社会福祉法人、更生保護法人などにも、拡大適用されることになっていることから自明のところである。したがって、これらの法人も、今回の見直しとは無縁ではいられない構図になっていることが分かる。

〔図表9〕「原則課税」適用拡大のイメージ

学校法人	社会福祉法人	宗教法人	その他
非営利法人 (公益法人・NPO法人・中間法人・その他)			
原則課税			

現在、これらの法人は“蚊帳の外”に置かれ、民法法人・NPO法人・中間法人だけが改革や見直しの全面に押し出されている。こうした課税政策の転換を、宗教法人など他の法人は“対岸の火事”と傍観せざるを得ない状況が意図的につくりあげられているようにも見える。こうした法人の意見を十分に聴取する必要がある。

9. 「非対価性収益」概念導入への疑問

作業部会は、すでに触れたように、非営利法人のうち、「登録法人」についてのみ、その対価性のない収益に限り課税除外とする方向性を打ち出している。こうした方向性に沿うと、たとえ登録

法人になれたとしても、現行の課税取扱上は非課税とされる取引でも課税となる事例がさまざま出てくる。例えば、会費と会誌がパックとなっている場合で現行の取扱では課税していないときでも課税になる恐れがある。また、実費弁償的な公益的な役務提供なども広く課税される恐れがでてくる。

「対価性のない収益」ないしは「非対価性収益」といったような不確定概念の適用は、憲法が保障する租税法律主義、そこから派生する課税要件等明確主義の要請にも抵触し大きな問題である。

むしろ、現行の収益事業課税（33業種）の仕組みは課税要件等明確主義の要請に応えるものである。あえて確立された課税制度をすべて破壊してまでも課税政策を転換する納得できる根拠は見出しがたい。これが、準則主義の呪縛からくるものであるとすれば、弊害が余りにも甚大であるといわざるを得ない。課税における納税者の法的安定性・予測可能性を著しく難しくし、現在以上に、自発的な納税協力を困難にするのは目に見えている。

また、「対価性のない収益」ないしは「非対価性収益」といった不確定概念の適用が他の法人にもエスカレートして行った場合の弊害も織り込んだ上で、その是非を考える必要があるのではないか。例えば、宗教法人にとり、「対価性のない収益」ないしは「非対価性収益」のみが課税除外とされることは、不要な軋轢を生むことは目に見えている。これは、かつて課税現場で体験済みのところである。したがって、現行の限定列挙主義の収益事業課税制度に代えて、「非対価性収益」基準を採用することには賛成できない。

V 有識者会議報告書「議論の中間整理」の分析

2004年3月31日に、公益法人制度改革について検討をしてきた政府の「公益法人制度改革に関する有識者会議」は「議論の中間整理」を発表した。当日発表されたのは、『「議論の中間整理」の概要』、『議論の中間整理』（以下「中間整理」）、『新たな非営利法人（仮称）制度の骨格とその検討課題』（以下「制度の骨格」という3種類の文書。（その他、公益法人制度改革の経緯などの参考資料を添付）。

中間整理

(www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bap-

pon/yushiki/h160331chukan-seiri.pdf)では、公益法人制度を廃止し、「公益性の有無に関わらず、登記により設立できる非営利法人制度」をイメージしている。しかし、全体に通じるのは、「原則課税」つまり「営利法人並み課税」のトーンと、政府規制強化のトーン。昨年6月に閣議決定・公表された「基本方針」とほぼ同じトーンで、公益法人界の意見はまったく反映されていない。隠された「原則課税」転換プランと、公益法人界の新たな役所依存症を生み出しかねない有識者会議のグランドデザインの問題点を点検、浮き彫りにしてみたい。

1. 「中間整理」の構成

- (1) 改革の意義
- (2) 新たな非営利法人制度
- (3) 公益性を取り扱う仕組みのあり方

2. 新しい非営利法人制度の基本イメージ

- ・ 現行の公益法人制度（社団法人、財団法人）を廃止して、非営利法人制度（仮称）に移行する。
- ・ 非営利法人は、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できるものとする。
- ・ 非営利法人には、社団形態の非営利法人（以下「非営利社団法人」）と財団形態の非営利法人の2類型がある。
- ・ 非営利社団法人については、今回の「制度の骨格」で一定の検討がなされているが、財団形態の非営利法人に関しては、とりわけ公益性を有しない財団法人制度創設の適否を含めて、今後の検討課題。

3. 想定される非営利社団法人制度の骨格

【事業の制限】

非営利法人の行う事業は格別の制限をしない。

【事業の制限】

- 社員の権利義務は、(1) 出資義務を負わない、(2) 利益配当請求権を有しない、(3) 残余財産分配請求権を有しない、(4) 法人の財産に対する持分を有しないこととする。ただし、定款または社員総会の議決によって、社員に残余財産を帰属させることは妨げない。
- (5) 社員は有限責任とする。

【設立】

設立は準則主義を前提とする。設立の要件として、必要社員数や必要となる財産の保有については今後の検討課題。

【管理】

- ・社員総会万能タイプと理事会設置タイプの二種類を想定して検討
- ・非営利法人制度と、現行の中間法人制度との関係では、中間法人制度を統合することを含め検討する。
- ・非営利法人のうち、公益性のある法人に対して特別な規定を設ける。

4. 公益性の判断の仕組み

公益性のある非営利法人の「公益性の判断」については、次の二つのデザインを選択肢としてあげている。

【考え方A】

～公益性を有するにふさわしい規律などを民法や新しい非営利法人法などで規定する。この場合は、公益性の判断主体としては、中立の第三者機関ないしは単一の公的機関を創設

【考え方B】

～公益性に係る特別の扱いは、税制上の措置として行う。この場合の公益性の判断主体を課税庁とするのも一案

有識者会議では考え方Aが大勢。ただ、公益性の判断を、役所ではなく、民間機関が行うデザインは不適当との意見あり。

5. 公益性を取り扱う仕組みについての今後の検討課題

【公益性判断の基準】

利他や社会貢献の視点、不特定多数人の利益の程度や不特定少数人の利益の考量。

【判断主体のあり方】

一定の組織・人員等の必要性と行政組織の膨張抑制の要請との調和を図る観点、民間の考えを適切に反映する視点、地方における判断主体のあり方など。

【公益性判断の基準】

- ・客観的で明確なものとし、裁量の余地をできるだけ少なくする

- ・時代の変化に応じて見直せるようにする
- ・判断要件を法定化する
- ・公益性を有すると最初に判断する際の要件と、公益性が維持・確保されるための要件を分けてデザイン
- ・形式要件に加え、いずれかの段階で実績要件が必要
- ・公益性に関する取り扱いの効果、公益法人の指導監督基準、NPO法人制度等の関連規定、公益法人の実態、数値的基準の要否なども検討範囲に含める。
- ・公益性の判断をする手続きとしても、当初の要件となる事業計画や予算の裏付けなどを含めた、公益性の判断ができるだけ早期に行われるような手続きのあり方
- ・活動実績を求める場合は、どの段階で求めるか
- ・法人の事業規模や地方での判断の仕組みに応じた要件の要否
- ・ただし、公益性を有する法人の解散後の残余財産の帰属については、社員への分配を禁止する方向で検討

【適正運営の確保のあり方】

- ・公益性を有するにふさわしい法人の規律を前提とした自律性の確保～ガバナンスの強化など
- ・組織・運営が適正であるか否かの判断を行える透明性の確保～情報開示の充実など
- ・主務官庁制ではない、法人の適正運営を確保する手段。とりわけ、実効性のある事後チェックの手段が必要～外部監査など

【今後の検討】

- ・有識者会議は、今年末を目途に、基本的枠組みの具体化するための検討を継続
- ・現行の公益法人から、新たな非営利法人への移行等のあり方については、新たな制度の姿が具体化した段階で本格的に検討を開始
- ・中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係も、同時に整理する。

6. 「議論の中間整理」に隠された問題点の分析

(1) 問われる「原則課税」つまり「営利法人並み課税」転換へのトーン

非営利法人なのに解散時に残余財産を社員に分配も可能との方向性を打ち出していること。公益性のある法人に限り、残余財産の分配を禁じていること
現行の「原則課税」の中間法人を非営利法人に統合するとの方向性を打ち出していること
公益性のある法人制度を設けずに、税法で課税庁が公益性を判断できる仕組みの導入を選択肢としてあげていること
公益性の判断要件に「活動実績」を求めていることや、その他判断要件が厳格すぎること
現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係も整備することにしていること

(2) 再検討ポイント～「原点」に立ち返った検討が求められる

有識者会議が提唱する非営利法人制度のデザインでは、「原則課税」、つまり現行の非収益事業「非課税」制から「免税」制への転換を狙っていることは明らかである。しかし、こうした、先ず「原則課税ありき」の姿勢は問題といえる。
「原則課税」にすればアカウントビリティが高まると見るのは、「神話」ではないのか。では、原則課税の営利法人に問題が多発する現状をどう説明すればよいのであろうか。したがって、「原則課税」への転換は、明らかに「営利法人並みの課税」へのもくろみ以外の何ものでもない。改革に乗じた公益法人への増税策と見てよい。天下り対策などは別途法律で規制しない限り、「原則課税」にしても解決にはならない。
また、現行のNPO法人もこの改革の枠に組み入れられるとすれば、ほとんどの現行のNPO法人は、現在非課税とされる本来の事業が課税になるのではないか。

そもそも、非営利法人や非営利団体の本来の事業（非収益事業）に対する「非課税」措置は「課税特典」とはいえない。これは、任意団体の非収益事業に対する「非課税」措置が課税特典とはいえないことから見てもわかる。
現在でも、公益法人は、収益事業に対しては課税されている。現行の33業種収益事業課税（限定列举主義）にさして問題があるとは思えない。新たな免税法人に限っての「非対価性収益免税主義」の導入など、混乱を招くだけである。
そもそも、「非営利」とは、「非分配」かつ「非課税」を意味するのではないのか。非営利法人のうち公益性の高い法人（非営利公益法人）のみが、非収益事業非課税の取扱を受けられるとする政策には納得がいかない。
準則主義に即した「原則非配当・原則課税・控除対象寄付金の受入資格なし」の非営利法人など、有限会社などと比べて、どのような魅力があるのか。そして、そもそもゴーイング・コンサーン（継続的な事業体）として成り立つのか、もう一度よく考えて見たらどうなのか。現実を熟知していない者がイメージした机上の空論ではないのか。これでは、誰しもが、準則主義の非営利法人制度よりも、現行の許可主義、認証主義の法人制度の方が余ほど益しと考えたとしても当たり前ではないか。何のための制度改革なのか？
非営利法人については、法人法に非課税にふさわしい要件を書き込むことで、非収益事業を非課税とすることは可能である。たんに、非収益事業を課税除外としてもらうだけで第三者機関による審査などは不必要である。明らかに、小さな政府、規制緩和の時代に逆行する政策である。
とくに、有識者会議では、公益性の判断を、役所ではなく、民間機関に任せるようにデザインすることに消極的な姿勢を示している。しかし、「民主導」に向けて世の中が動いている時代にあって、なぜ役所が公益性を判断するのがベストな政策なのか理由がわからない。説明責任が問われている。いずれにしろ、もっと民を信頼し、民間評価重視の大胆な改革デザインが必要なのではないか。

	<p>非収益事業にかかる免税審査を課税庁が実施し、審査を厳しくし、現行の特増法人並みの運用が行われるとすれば、本来の事業に課税される法人が続出する恐れがある。公益法人界の「原則課税」への政策転換に対する認識は甘すぎるのではないか。</p>
	<p>(1) 初期審査(形式審査)に加え、(2) 定期審査(実績審査)もイメージされており、こうした仕組みが現実のものになるとすれば、本業よりも基準をクリアするためのコンプライアンスに追いつまらぬのではないかと。後に定期審査に不合格となった場合、ストレートに、(a) 法人の本来の事業への課税、さらには(b) 寄付金支出者の控除・損金算入否認につながる仕組みになる恐れもある。公益法人界の「原則課税」への政策転換に対する認識は甘すぎるのではないか。</p>
	<p>本来、非営利法人の非収益事業が非課税とされるからこそ、ガバナンスなどの問題を真剣に議論する必要があるはずである。とすれば、有識者会議の議論は、本末転倒といえるのではないか。</p>
	<p>非営利法人で、公益性に関する高いハードル(基準)をクリアできたものだけに、非収益事業を免税にする政策は、わが国のフィランソロピー界の未来を明るくするものなのであろうか。民主導の時代にふさわしいデザインといえるのであろうか。公益法人界は、現実に妥協するのではなく、原点に立ち返り、理念に忠実になり、もっと発言を強めるべきではないか。</p>
	<p>非収益事業を免税にしてもらうだけでも高いハードルが設けられようとしている。この上、所得税・法人税・相続税上の控除対象寄付金受入資格認定(いわゆる、現行の特増法人の資格認定)に、さらに高いハードルが設けられるとしたら、明らかに過重規制といえる。いわゆる「3階建て」は絶対認めてはならない。</p>

	<p>政府がイメージする非営利法人は、エクイティキャピタルの活用が認められる一部出資型法人ではない。したがって、非営利法人におけるコーポレートファイナンス(活動資金調達)は、政府補助金や財団などからの助成金を別とすれば、会費収入・収益事業・寄付金収入などに依存せざるをえない。とすれば、とりわけ現在求められているのは、公益寄付金控除を活性化させるための政策である。「原則課税」への転換のような増税策ではない。</p>
--	--

規制緩和時代に即した非営利法人課税制度イメージ

(政府素案)	(私案)
非営利法人	非営利法人
原則課税	原則課税
登録法人(仮称)	特定非営利法人(仮称)
非対価性収益非課税	所得税・法人税・相続税上の控除対象寄付金受入資格認定
認定登録法人(仮称)	——
所得税・法人税・相続税上の控除対象寄付金受入資格認定	——

	<p>非収益事業を免税にしてもらうだけでも高いハードルが設けられようとしている。この上、所得税・法人税・相続税上の控除対象寄付金受入資格認定(いわゆる、現行の特増法人の資格認定)に、さらに高いハードルが設けられるとしたら、明らかに過重規制といえる。いわゆる「3階建て」は絶対認めてはならない。</p>
--	--

むすび～問われる本末転倒な政府の制度改革の動き

政府は、6月27日に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」や有識者会議の「論点の中間整理」などをベースに、政府

税調の非営利法課税制度WGの討議を踏まえて、2005（平成17）年度末までに、法制・税制等の整備を含む抜本的な改革実施のための関係法案の国会提出をめざす、とのことである。しかし、昨年6月の不透明な“基本方針”や今年3月の有識者会議報告書「議論の中間整理」などに基づいた拙速な法案作成は絶対に避けるべきである。再度、国民に開かれた土俵で議論し直されなければならない。この場合、役所ペースのNPOセクターへの管理強化・増税といった視点を切断する必要がある。そして、再度、「スリムな政府、大きなNPOセクター」の実現といった視点から、「市民が主役」の目線で改革案をまとめる必要がある。

こうした動きからいえることは、制度改革は、役人が主導し、市民の目線で考える気など毛頭ないのがわかる。いまの動きを黙認すると、NPO法人などにも、いわゆる「免税制」が適用され、非収益事業を課税除外にしてもらうためには、役所による現行の特増法人並みの審査を受け、それにパスするように求められることが危惧される。

これでは、制度改革に乗じた課税強化策以外の何ものでもない。

各界は、法人制度改革に乗じたNPO界、公益法人界に対する課税強化の動きを対岸の火事と座視してはならない。むしろ、政府規制の緩和時代に即した簡素で活力ある民間非営利公益セクターづくりに貢献でき、かつ、理論的にも整合性のある法人制度および支援税制の構築に向けて、建設的な主張を強めていかななければならない。役所によって生かされるような非営利法人制度、公益法人制度につながらないように、原点に立ち返って積極的に行動するように求められている。NPO法人界などを見殺しにしかねない不透明な動きを重ねる財団法人公益法人協会などを始めとした民法法人界の身勝手さが気になる。

（注記）政府は昨年〔平成16年〕9月に、新設する法人は「原則課税」とし、公益性のある法人を選びその本来の事業を免税とし第三者機関が審査する方針を固めた。その後、この方針に従い有識者会議は、11月に報告書をまとめ行革相に提出した。

No. 2

最新の
プライバシ-
ニ-
ュ-ズを
点検する

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

九弁連シンポ

「監視カメラとプライバシー」開催される

CNNニュース編集部

九州弁護士会連合会（島内正人理事長）の第57回定期大会が、2004年10月29日、北九州市小倉北区にあるリーガロイヤルホテル小倉で開かれた。大会に先立ち、「監視カメラとプライバシー」をテーマに、シンポジウムが持たれ、市民を含め、約260人が参加した。この中で、九州各県の市民とカメラ設置者にアンケートした結果が報告された。回答を寄せた人の8割弱がカメラ運用にルールが必要と考えている。これに対し、設置者の8割が運用基準を設けていないと答えるなど、双方の意識にずれがある実態が浮き彫りになった。

アンケートは九弁連が今年4月から6月にかけて実施。市民約1,650人、カメラを設置する約360施設から回答を得た。防犯上の理由から、市民のほぼ全員がカメラの必要性を認識しつつも、4割は「録画された画像が、どのように使

われているか分からない」などと、プライバシー侵害の不安を訴えた。一方、カメラ設置者の6割が「警察になら、録画記録を提供する」と回答した。

シンポジウムでは、石村耕治PIJ代表が「監視カメラを“市民が監視”できる法的ルールづくりが急がれる」の演題で基調講演を行った。また、九弁連制作の監視カメラの設置状況をルポした映像が公開された。続くパネルディスカッションでは、カメラを設置している小倉北区・魚町商店街の梯輝元さんが、カメラにより窃盗事件が解決するなどの効果があることを報告。

一方、毎日新聞東京本社社会部記者の臺（だい）宏士さんは「市民側が設置したカメラで集められた個人情報、警察当局が捜査目的に利用しないか懸念される」と指摘した。さらに、住基ネット差し止め裁判を進める会・九州の事務局長の宮田伸一

さんが、監視カメラの野放図な設置に異議あり、との報告を行った。

主催者サイドから、パネラーの福岡県弁護士会の武藤糾明さんは「いつ起きるか分からない犯罪摘発のため、罪のない市民をカメラで常時撮影するのは許されない」とした。

また、同日、九弁連は、33条からなる独自の「監視カメラ規制条例案」を公表、自治体への採用を呼びかけた。九弁連の条例案の特徴は、ドイツの立法例に倣って、公共施設等に防犯カメラを設置する場合には、法令の裏づけが必要とした点。また、市民の参加を得る形での防犯カメラ審議会の設置を求め、カメラの“市民監視”を促している点や罰則を盛り込んでいる点ももう一つの特徴。

九弁連の条例案に対しては、パネラーからは、条例案には「余りにもコンプライアンス（法令遵

守義務）が厳しすぎ、対応が難しいのではないかと批判も。また、罰則を設けている点についても、「この条例案を市町村レベルで採用する場合はよいとしても、都道府県レベルでの採用となると、規制主体として警察とか公安委員会が頭をもたげてくる懸念がある」。したがって、「罰則を盛り込むのはいかなものか」との指摘も。

こうした市民立法がさまざま出てくることは、もちろん大歓迎である。まさに、市民社会の成熟に不可欠。ただ、監視カメラの規制は、“官民規制”ではなく、できるだけ“民民規制”を前面に押し出す努力が必要。条例での規制はもとより、民間のガイドラインによる自主規制をどうするのか、その住み分けも含め、より議論を深める必要がある。私たち市民は、常に、いかに「役所依存」からの脱却をはかるかが問われている時代にくらしている。

No. 3

最新の
プライバシー
ニュースを
点検する

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

総務省の介入で長野住基ネット

侵入実験の講演を断念した米技術者が提訴

CNNニュース編集部

長野県は、住基ネットの完全性について神経を使っている自治体である。住基ネット安全確認実験（進入実験）を行い、2004年2月には、報告書（「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査結果について」）を公表している。

長野県の侵入実験では、同県の依頼を受けて、1昨年〔2003年〕9月から11月11日にかけて、アメリカの情報セキュリティ専門家イジョビ・ヌワー（Ejovi Nuwere）氏が、実際に担当した。

昨年〔2004〕年1月12日に、総務省の後援も受けて、国際技術セミナー「パックス/P / コア04（pacsec.jp / core04）」が開催された。このセミナーでは、長野県の住基ネット侵入実験に関するヌワー氏の発表が、予定されていた。しかし、この発表は、総務省の介入で中止に追い込まれた。

その後、11月19日に、ヌワー氏は、国を相手に、国家賠償法に基づき損害賠償3,000万円の支払いを求める訴訟を東京地裁に起こした。憲法21条が保障する言論の自由を侵害され精神

的苦痛を受けたことが提訴の理由。

訴状によると、ヌワー氏は11月11日から12日にかけて都内で開かれた国際技術セミナーで、侵入実験参加で得た内容を「住基ネットの内実・安全確認実験（Inside Jukinet : The Audit）」のタイトルで講演する予定であった。これに対し、総務省は、発表に使用するスライドの一部について公表しないよう要求。ヌワー氏は、発表を強行するとセミナーの運営に支障をきたすと考え、結局、講演を断念したという。

（ちなみに、ヌワー氏は、HPで、中止となった経緯および準備していた発表内容などを公開している。<http://ejovi.net>）



ヌワー氏「Internet Watch」より

ヌワー氏によると、総務省はイベントの1カ月前から発表内容を知っていたとのこと。だが、発表直前になってから大幅な変更を求めてきた。また、直接会って話し合いをしようとせず、合理的な理由もなく内容の修正を迫ったという。

ヌワー氏は、発表用の資料を、10月上旬、セミナーの国内主催者であるエス・アイ・ディ・シー(SIDC)を通じて総務省に電子メールで事前に提供したという。だが、総務省からはただちに反応はなかったようだ。その後、セミナー直前の11月9日になって、総務省はSIDCに対し、発表内容について話し合いを提案。同日、両者間で話し合いが行われ、ヌワー氏は翌10日に、SIDCから総務省の要求内容を聞かされたもよう。

総務省の要望は、スライドの内容の一部について、掲載されているネットワーク図は住基ネットではない、スライド中に無線アンテナが登場するが、住基ネットでは無線LANを使っていない、住基カード発行用コンピュータの操作画面が写った写真があるが、これは公表を控えて欲しい、スライド中の言葉「Tools Used」「Systems Compromised」を除くようにと指摘し、修正を求めた。

これに対しヌワー氏は、とについては、「住基ネットの範囲を説明するものではなく、自分の作業範囲を説明する図面」「住基ネットが無線LANを使っていることを説明する写真ではない、とそれぞれ反論。ただ、については、公表されているかどうか分からないので、公表をやめる、については、具体的な説明は長野県との守秘義務契約があるので公表をやめる、と修正に応じ、修正版スライドを作成して同日中にSIDC

に送った、という。

発表前日の翌11日、総務省とSIDCからの連絡はなかった、という。当日の12日朝になって、SIDCから総務省の担当者に直接メールを送った方がいい、とのサジェスションを受けたという。そこで、ヌワー氏は、担当者に修正版を添付の上メールをし、直接の話し合いを申し入れた。

総務省からはこれに応じると返答があったという。ところが、話し合いに現れたのは住基ネットを運営する外郭団体・地方自治情報センターの職員だったという。

その職員は修正版スライドではなく、1カ月前のスライドをもとに話し合いに応じるよう求めた上で、スライドの結論部の4枚について公表しないように求めたという。理由の説明はなく、その職員は、指示に全面的に従わない限り、発表はご法度の態度で迫ったという。その職員は、逐次、携帯電話で総務省の指示を仰ぎながら行動していたようだ。

ヌワー氏は、「今回の訴訟は、コンピュータ技術やハッキングに関するものではなく、言論の自由の確保が目的だ」と前置きした上で、「総務省は発表内容を事前に検閲するという最悪の行動をした」と厳しく糾弾。ただ、この訴訟は、政治的な目的をもったものではなく、民主主義のルール確立と総務省にオープンな対話を促すためのものだ、と自身のHPなどでアナウンスしている。

まさに、「官尊民卑」の臭いがプンプン、外郭団体職員を使い走りさせる中央の役人の国際的に通用しない、時代錯誤的な感覚が問われている。

編集及び発行人	プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 中村克己・高橋正美 <i>Published by</i> Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590 http://www.pij-web.net 2005.1.7発行 CNNニュースNo.40
---------	--

<p>入会のご案内 季刊・CNNニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。</p> <p>郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピ・アイ・ジェ - (PIJ)</p>

<p style="text-align: center;">NetWorkのつぶやき</p> <p>・謹賀新年。河村たかしPIJ相談役が、今春の名古屋市長選出馬を固めた。市民団体サイドは、国政での貴重なコンタクトを失うことになる。「身勝手では」との異論も。でも、誰しも「人生一回」、快く送り出してやるうではないか。新年のよき船出を。</p> <p style="text-align: right;">(N)</p>
--